

(第一類 第八号)

第四十回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第十四号

(二九二)

昭和三十七年三月六日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事山口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事山中 貞則君 理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

飯谷 忠男君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

谷垣 專一君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 橋崎弥之助君

西宮 弘君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席政府委員

林野庁長官 吉村 清英君

委員外の出席者

農林事務官

(林野庁林政部 高尾 文知君)

農林技官

(林野庁指導部 松下久米男君)

三月六日

委員稻葉修君辞任につき、その補欠として倉成正君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

現行食糧管理制度の維持継続に関する

第一類第八号 農林水産委員会會議録第十四号 昭和三十七年三月六日

る請願外一件(草野一郎平君紹介)

(第一七二〇号)

同(草野一郎平君紹介)(第一八五〇号)

同(草野一郎平君紹介)(第二〇六〇号)

同外三件(草野一郎平君紹介)(第二二七三三号)

酪農の窮状打開に関する請願(荒松清十郎君紹介)(第一七四四号)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願(池田清志君紹介)(第一七四六号)

農業協同組合併助成法による援助措置の普及適用に関する請願(小笠公昭君紹介)(第一七四七号)

造林事業補助単価引上げに関する請願外一件(池田清志君紹介)(第一八四七号)

同(池田清志君紹介)(第一九一三三三号)

同(池田清志君紹介)(第二〇五九号)

臨時肥料需給安定法等の廃止反対に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第一八四八号)

同(草野一郎平君紹介)(第一八四九号)

鹿児島県鹿嶋町前土地改良区の県営農地保全事業促進に関する請願(池田清志君紹介)(第一九一四号)

トマト加工製品の貿易自由化延期等に関する請願(中垣國男君紹介)(第一九一五号)

倉吉市久米ガ原の開拓パイロット事業地域指定に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一九六二二二号)

岐阜県高根村の国有林等払下げに関する請願(前田義雄君紹介)(第二〇四五号)

昭和三十七年度、ん菜生産者価格に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二〇五八号)

日本海的水産研究所利用部の存置に関する請願(高橋清一郎君紹介)(第二〇六一号)

外資及び技術導入による豊年リバー社のマーガリン等生産反対に関する請願(首藤新八君紹介)(第二〇六七号)

は本委員会に付託された。

三月二日

農畜産物の価格安定に関する陳情書(水戸市南三の丸百七番地茨城県町村議会議長長猪瀬利一)(第四四〇号)

農業改良普及事業の整備強化に関する陳情書(山口県農会議議長長田熊文助)(第四四一〇号)

沿岸漁業振興のための立法化に関する陳情書(山口県農会議議長長田熊文助)(第四四二二二二号)

公共用地のための農地取得に関する陳情書(水戸市南三の丸百七番地茨城県町村議会議長長猪瀬利一)(第四四四一〇号)

麦作転換奨励金の交付に関する陳情書(兵庫縣知事坂本勝)(第四六六六号)

貿易自由化に伴う蜂蜜輸入対策確立に関する陳情書(鹿児島市山下町六十八番地鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四六七七号)

畜産振興対策確立に関する陳情書(神戸市生田区中山手通二丁目兵庫農畜産会会長西村松造)(第四六八八号)

獣医療法の早期制定等に関する陳情書(松江市殿町一番地の五島根農獣医師会広江蔵)(第四六九号)

農業共済制度の改善等に関する陳情書(福島県石城郡小川町農会議議長鈴木文吾外一名)(第四七〇号)

食糧管理制度の存続に関する陳情書(石川県河北郡津幡町字種福谷農業協同組合林田浩外二百四十名)(第四七二二二二号)

同(秋田県仙北郡中仙町農会議議長藤沢隆治)(第五八六六号)

競馬法の一部改正に関する陳情書(東京都豊島区農会議議長元谷宇吉)(第五一四四号)

同(西宮市長田島淳太郎外四名)(第五一五五号)

同(東京都練馬区農会議議長松井米蔵)(第五八八八号)

酪農の窮状打開に関する陳情書(熊谷市錦町埼玉農協農業協同組合連合会長松崎孝了外一名)(第五一六六号)

同(神戸市生田区下山手通四丁目五十七番地兵庫農協農業協同組合連合会長理事森森新之助)(第五八五五号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案の成立促進に関する陳情書(諏訪市和泉町一万八十六番地諏訪農業共済組合会長長藤泰太郎外一名)(第五一七七号)

てん菜生産振興臨時措置法の改正に関する陳情書(大分県荷揚町一番地

大分県農業会議会長岩男仁蔵)(第五一八八号)

沿岸漁業振興法案の成立促進に関する陳情書(松江市御手船場町五百七十五番地島根県漁業協同組合連合会長理事青山新蔵)(第五一九九号)

農業協同組合併助成法による援助措置の普及適用に関する陳情書(愛媛県知事久松定武)(第五四八八号)

農地法の一部を改正する法律案等の成立促進に関する陳情書(徳島県農会議議長伊東重)(第五四九九号)

農業基本法に基づく農業構造改善事業の早期完成に関する陳情書(徳島県農会議議長伊東重)(第五五〇〇号)

沿岸漁業振興対策確立に関する陳情書(徳島県農会議議長伊東重)(第五五一五五号)

家畜商法の改廃に関する陳情書(岩手県稗貫郡石鳥谷町好地加藤友治)(第五五二二二二号)

暖地てん菜糖業等の育成に関する陳情書(鹿児島県農会議議長大坪静夫)(第五八四四号)

農業協同組合併助成法による援助措置の普及適用に関する陳情書外一件(豊岡市宍田五十二番地豊岡市農業協同組合理事長友田信一外一名)(第五八七七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○野原委員長 これより会議を開きます。

連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

目下商工委員会において審査中の内閣提出にかかる新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出にかかる産業と雇用の適正配置に関する法律案の両案について、商工委員会に連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお連合審査会を開会いたします場合は、商工委員長の協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

○野原委員長 森林法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行います。角屋堅次郎君。

○角屋委員 森林法の一部を改正する法律案を中心いたしました。これが提案されて参りますに至りました経緯等も含め、今後の林業政策の基本的な指導方針をどうするかということ、重点的にお伺いをいたしたいと思います。

御承知の通り、農林漁業基本問題調査会ができてから、第一次産業である農業、林業、漁業等についてそれぞれ基本問題と基本対策が答申をされてきて、林業の点につきましても一昨年の十月に、基本問題調査会から、林業の基本問題と基本対策という答申が出たわけでありまして。この林業関係の問題というものは、これは戦後の変遷の

中でいろいろ論議の問題を持っておったわけでありまして、これが総合的に基本問題調査会で論ぜられて、そうして答申が出たわけでありまして、この答申が出て以降林野庁といたしまして、この答申に基づいて具体的に法的、財政的あるいは行政的に今後の林業政策をどう持っていくかということについては、部内にもそれぞれ所要の協議会なり懇談会等を持たれて検討が開始をされる、あるいはまた森林法に閣連をいたしました。御承知の通り中央森林審議会というものが法的にあり、林業政策全般にわたっていろいろな問題を提示しておるわけでありまして、しかもその中で、たとえば国有林の問題にいたしまして、あるいは私有林の問題にいたしまして、あるいは私有林の問題にいたしまして、それぞれ問題ごとにとこれからどうすべきであるかというところが答申として提示をされておるわけでありまして、ことに私有林関係におきまして、零細な山林保有のきわめて多い状態というものの、家族的林業といふものを今後の林業経営のいわば重要な手として構造改善の過程の中で育成、強化していかねばならぬ。しかも相当大量の山を持っておる山林地主の關係については、従来から財産保有の性格等もあるもので、今後の増大する木材の需要の關係あるいはまた林業政策のこれからの改革の方向といふものから、そういう大山林地

主の中で、粗放経営ないしは財産保有の性格については、これがあるいは他の方に所有を移転するあるいは利用権を設定して高度利用をはかるというふうな形で、答申の内容等もこれから検討しなければならぬきわめて多くの問題を持っております。従いまして、林業の基本問題と基本対策の答申が出ましてから、特に私有林関係では相当に山を持っておる諸君が、それぞれ従来からあった組織もありまして、またこれを契機にして新しい組織等も作りまして、そういう人々の立場から林業問題に対するところの問題を提示して参っておりますという経過もあるわけでありまして。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

率直に申しまして農業における答申が出た以降の農業基本法の問題、あるいはこれに関連する法律案の問題、こういうことで昨年来ずいぶん論じて参りましたが、林業の問題については、答申に基づき新しい法的な問題というものは基本的には今度初めてでありますけれども、私どもの期待した方向というものがこの森林法の一部改正でそのままだ百パーセント出たというわけには、率直に言って申し上げるわけには参りません。しかも答申を中心にした検討の中では、いわば林野庁の内部にも基本問題調査会の答申を中心にしてものを考えていくという派と、あるいは中央森林審議会の考え方を中心に物事を考えていくという派と二つに相對置して論議がなされ、結局は中央森林審議会が相当大量に山を持っておる諸君の意見等を反映しながら、今日優位に立っておるということも言わ

れておるわけでありまして、また現実に出ておる姿からしますと、そういう観が率直に言つてなくもないわけでありまして、この際林野庁の長官から、林業の基本問題と基本対策というものが一昨年の十月に提示されました。以降、林野庁の当局として検討して参りました経緯あるいはそれぞれの正式の機関等に諮つて参りました経緯、それに基づいて森林法の一部改正を出すに至つた今日時点の問題等について、まづお伺いをいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員 基本問題並びに基本対策に関する答申が出まして、これを受けまして先ほど先生の方からお話のございましたような形で進めて参っております。まず基本問題に提示されたいろいろな林業全般にわたります意見につきまして、それぞれ事項別に委員会内部に検討部会を作り、それから同時に森林審議会にこの諸問題を諮りまして検討を續けて参つておるのでございますが、御指摘のようにこの基本問題派と中央森林審議会派というふうな考え方の差異によるさういふた対立というものは、内部にはないのでございまして、これは私どもどこまでも答申を中心いたしました。それぞれその方向に向かって意見を戦わしておるのでございまして。その中で非常に広範にわたります問題が、しかも非常にむづかしい問題が多い關係から、一度に検討を始めたのでございまして、なかなかそれが一斉に結論が出て参らないという關係から、今回の森林法の改正によりまして態度をはっきりいたしましたのが、この森林計画の制度それから保安林の管理に対する強化という問題でございまして。このほかに特に生

産政策の面で申し上げますと、あるいは造林対策等につきましては財政措置あるいは指導によりまして、直ちに実行のできるものが非常に多いのでございまして、これはそれぞれ検討をいたし、結論の出たものから逐次実行をいたしております。たとえば早成樹種の問題あるいは森林肥培の問題あるいは密植の問題、こういう指摘を受けました事項につきましては予算措置もいたし、また指導も強化をして、その線に沿つておるのでございます。この生産政策の中で林道対策の問題でございまして、すでに御案内の通り、わが国の林道の現状と申しますか、大体ヘクタール当たり延長が二メートル程度でございまして。林業の先進国でありますドイツあるいは北欧のそれぞれの諸国におきまして、これが非常に大きな延長を持つておるのでございます。そういう事実態、特にまだ林道が十分にでないで、開発をされておらない森林の部分はまだ三分の一もあるというふうな状態、しかもこれがなぜさういふ開発の方向へなかなか進めないかというふうな状態、さういふような状態をただいま検討をいたしまして、この林道問題につきましては、できる限り早い機会にこの対策を講じまして、私どもの政策もはっきりしたいというふうに考えて準備をいたしておるところでございまして。

また木材の流通の關係の問題でございまして、この木材の流通対策の上におきましては、ここにもかなりの大きな問題がございまして。と申しますのは、やはり木材加工設備の過剰と申しますか、特に製材設備の過剰というふうな問題も、これをいかに協業といひ

ますか、共同化して正常に戻していくか。また市場制度等をどういうようにしてこれを円滑に流通ができるように改めていくかという問題、この問題も非常にむずかしい問題でございますが、ただいま検討を進めておるところでございます。

それから輸入対策の問題でございますが、輸入は、現在のわが国の森林の資源状況、需要の増大の状況から考えまして、ぜひとも増大をして参る必要があるという事は申すまでもないかと思っておりますが、その体制を作るためには、なおさらに輸入のための港湾設備その他の問題にも十分でない点が非常に多々ございますので、そういった面につきましても、これは港湾その他の関係の方面と折衝もいたし、逐次進めておるところでございます。

それから木材の利用比率の高度化の問題でございますが、これは言いかけますと、木材の利用合理化の問題になるかと思っております。この点は最近非常に進んで参っております。さらに私どももいたしまして、研究機関等を充実いたしまして、そういう方面の将来の進歩を促して参りたいというふうに考えておるのでございます。

先ほど御指摘のございました構造政策の面でございまして、仰せの通り、この構造と申しますか、特に林野の所有階層別の問題、あるいは国有林あるいは公有林あるいは私有林というふうなそれぞれの階層に対する、どういうような方向へ進むべきかという問題、この点につきましては、答申におきましても方向の示されたものもございまして、さらに検討を要するということな意見の盛られている点もあるわけでございます。

ます。特に公有林野の中の共有林等につきましましては、私どももいたしまして、この経営の改善をいかにするかという問題につきましましては、森林審議会あるいは特別の公有林野に対する検討の調査会等に委嘱をいたしまして、検討を進めておつたのでございます。この入会権の幅狭しております共有林等におきましては、やはり権利関係をさらに近代化をして、個別私権化をするものはそういうふうに進める、また協業等によつて共同で作業をしていくことが適当だというふうなものにつきましましては、そういうふうに進めていく。その意思の決定というものは、やはり地元の関係者の人たちの意思によつてきめていくべきではないかというふうな考え方を持っておるのでございますが、こういう点につきましても、それぞれそういう所有関係の問題を全体に総合的に結論を出した上で態度をはっきりいたして参りたいというふうに考えておる次第でございます。

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕

そのほか、構造改善に関する問題といたしましては、特に先ほど御指摘のございました小規模の所有者——森林の財産保持的な所有者の形というものは、必ずしも大所有者ばかりでなくて、小さい所有者も大体ひとしく同じのような考え方と申しますか、貯金をするといふような考え方の方で持たれておつたものが多くかと思つたのでございますが、その形をやはり近代的な、科学的な経営計画に沿う経営の形に変えて参る。そのためには、林業を十分に近代化して参りますにはあまり小規模な形では十分に参らないのじゃないか。

そのためには、やはり協業化ということ、共同事業ということも特に考えて参らなければならぬのじゃないか。そのための第一歩の手段といたしましては、この三十七年度には労務の組織を作り、機械化をそれに持たせまして、そういうものを母体といたしまして協業化ができるような基盤を作つて参りたいというふうなことで着手をいたしておる次第でございます。

そういう現在の状況でございますが、その中におきましてまず結論の出ましたこの森林法の一部改正によりまして森林計画制度の改正と、それに伴ひまして保安林の管理の強化ということを考えての改正でございますが、この計画制度につきましては、現在まで上からの押しつけの制度だといわれていた計画制度を二段階にいたしまして、さらに森林所有者自身が新しい森林の経営というところに自覚を持ちまして、計画的な経営が弾力的にできるような制度に変えたわけでございます。その達成の指導といたしましては、別に個別経営計画といふものを、個別の森林所有者が自主的に立てることを指導をいたしまして、これによつて自主的な、しかも林業が十分に経営として生きて参るようには措置と申しますか指導をして参る覚悟でおるわけでございます。

○角屋委員 今、林野長官からいろいろお話がありましたけれども、質問はたくさんあるわけですから、なるべくお互いにポイントを合致せながら、一問だけで全体を言うてもらうつもりはございませんから、そういうつもりで簡潔にお答えを願いたい。

今いろいろお話がございましたが、先ほどお尋ねしましたように、従来で

ありますと森林法というのはこれは林業における基本法的なものだと、こういう解釈がなされておつたと思うのであります。しかし農林漁業基本問題調査会の答申以降、農業においても現実に農業基本法とそれに関連する法律案という形で今日論議が続けられておるわけでありまして、林業問題についても森林法の改正でそういう基本法的なものを全体を網羅するという抜本的な改正の方向で考えていくのか、あるいはそういう農業に対してのようにな形の林業基本法という式のものとは別途考へるという形であるのかというところが、一つのやはり今後の林業政策推進上の問題であります。これはわれわれの方で党といたしまして林業政策という問題についてかねてからいろいろ検討して参りまして、今日林業政策大綱というふうな草案の段階にまできておりますけれども、これを法制的に裏づけしていくためにはやはり林業基本法の問題から各般の問題の法制的整備といふものを再編成していかなければならぬという考え方を持っておるわけでありまして、同時に与党の関係におかれましては御承知の通り強く林業基本法といふものを基本に置いて従来のある法制的な再編成をやるべきだという意見も出ておるわけでありまして、先ほど来いろいろお話がございましたけれども、そういう今後の林業政策推進にあつた法制的な立て方といふものは、いろいろこれは今日までの段階では論議がなされたと思ひます。今日森林法の一部改正というのを見ますと、これでいわゆる今後の林業政策遂行上の基本法的なものを全部網羅して、そしてそれを中心にやつてい

くのだというふうには判断できせん。単に森林法の一部改正という中で見ましても、森林組合の問題が残されておるとかその他幾多問題が残されておるわけでありまして、その辺のところについては林野庁長官の従来のいろいろの座談会その他の記事を見ますと、今日農業方面の問題と関連をして林業の問題を考へる場合に、あまり林業が独走してはいけない、だから諸般の情勢をよく見てそれから考えていく、しかも問題もまだ必ずしも煮詰まつておらないというふうな状況のように判断をいたしておるわけでありまして、そこで端的に言つて、今後の林業政策の法制的な立て方として、農業におけるのごとく林業基本法というものをなるべく早い機会に提案をするという形で参りてきておる森林法の一部改正というのは当面中央森林審議会等の中間答申もあり、そして党内の論議の意見が一致したということで当初は相当大膽なことを考えておつたけれども、現実には小幅度後退をしたということはいわれておりますが、いずれにいたしましても当面とりあえず森林法の一部改正を出した、こういうふうな考えでいいの、あるいは従来から森林法の中でそれぞれその時点その時点でもとまつてきていこうというのか、その辺の今日の時点における考え方というものを伺いをしておきたいと思ひます。

○吉村政府委員 最初にお話のございましたように、現在の森林法というののも一つの基本的な法律であるということにつきましては、私どももさう考えておるのでございますが、あの

森林法の中には、林業という面、林業の振興それからあるいは構造の改善というふうな面と触れておらないのでございませう。この面につきましては、理屈を申しますと、計画の完全な遂行によって達成をされるということも言ひ得るわけですが、しかしながら政府がこの林業に対する態度はつきり示すということも、これはまた必要なことであるというように考えますので、私もといたしましては、林業基本法という一基本法というものの解釈にもいろいろあるかと思ひますが、あるいは林業振興法というふうなことになるか、私もといたしましてはこの検討をさらに重ねまして、その段階におきまして何らかのそういう方向を出せるようなものを準備をいたしたいというように考えておる次第でございます。

○角屋委員 今の長官の御答弁によりますと、森林法の一部改正というものを申して参りましたのは、これをもちまして今後の林業政策全般が、私もこれでもちろんいふとは思ひませんが、別途林業基本法ということに相なりますか、あるいは一部で言われておりますように、あるいは林業振興法というように考えておるかどうかが明確でありませぬけれども、そういう新たな法制的準備というものの検討をやらなければならぬ、こういうふうにお伺いしたのであります。そうであるとするならば、これは今後森林法の一部改正で未解決の部分、それから林業基本法等の問題、こういうものは今後の検討の経過の中では大体いつごろまでにそういう問題については段取りをす

いうことでやってこられるか。つまり一昨年の十月に林業答申が出ましてから、時間的には相当の時日が経過をしておるわけでありませう。農業基本法の場合といへども、これは答申が出てから、その時間的余裕があつたわけではございませぬ。しかし、内外の強い要請等もあつて、ついにこれが踏み切られる、そうして所要の法律案等が提出をされてきておる、こういう状況にあるわけですが、やはり農業、林業の關係、あるいは最近の木材の需給關係、各般の林業に対する強い要請等から判断をすると、じつせんとして日を送る、あるいは一部そういうものに対するいろいろな勢力が介在をして、結局そういう問題がなかなか目の見えないということであつてはいけな

いという問題がなか

いという問題がなか

る限り早期にそういう結論を出したいというところで鋭意努力をいたしたいと存じております。

○角屋委員 新しい森林法の一部改正の中で、特に第四条に、全国森林計画等と関連をいたしまして、農林大臣は、政令で定めるところにより、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即して全国森林計画を作るという考え方が出ておるわけでありませう。私もこれはそういう意図でないとはいへませんが、農業基本法等の場合でも、やはり長期的な展望に基づいて、具体的なそれぞれの時点における施策をどうするかという考え方が出ておるわけですが、ここに出ておる第四条の新しい創設をしたところのものは、そういう意味では、森林法の一部改正に基本法的なものの新しい情勢下のものを織り込むという考え方であるのか、あるいはこれは条文としてあるけれども、先ほど来言われておるように、やはりまず第一番に出るべき基本法的な、法制的な問題は、別途の問題が基幹になつて、それに基づいて森林法その他の諸法案があるのだ、こういう考え方のなか、この条文の關係等もあつて、その辺のところを簡単に伺ひしておきたいと思ひます。

意味からも、また基本問題の答申中等でもそういうものがあるわけでありませうが、そういう意味から、長期の見通しを立てて、その中で短期の経営を計画的に実施をするということがねらいでございまして、特に他意はないのでございませう。

○角屋委員 木材の需給の長期的な展望を立てる、これは森林の特性から見ても当然必要なことであるが、ここで考えておるいわゆる長期展望というものは、私も聞いておるところでは、大体四十年くらいというところに基づいてこれを立てていくのだ、そうするとたとへば需給の關係においても経済の成長率をどう見るか、当面所得倍増計画の十年の経済成長率というものは一応データとしてある、あるいは今後の相当期間のものは経済企画庁等のデータを根拠にするとか、いろいろ需給の關係等についても、長期の見通しを立てる基本的な数字をどういふふうにつかむか、あるいは供給の關係から見ても、これは単に国内の生産量の問題はかりでなしに、外国のいわゆる外材輸入という問題を今後長期の中でどういふふう

に期待していか

に期待していか

るのか、その辺のところをお伺ひしたい。

○吉村政府委員 今回の森林法改正の一つの考え方になつておるわけではございませうが、従来の、将来の見通しというものは、どこまでも森林の資源の保護という問題がやはり主体に流れておつたわけではございませう。今回の長期の見通しを立てるにあたりましては、この長期の需要あるいはこの資源の中からの供給の見通しというものを、需

要の面でもかなり強く見て参らなければならぬというように考えておるのでございませう。お説にもございましたように、さしあたる十年間は、所得倍増計画による伸び率、それからその後、企画庁において長期の見通しを立てておる伸び率を見まして、需給の動向を見ていくと考えてございませう。

この輸入關係の問題でございませうが、これは森林の生産の保護にとらみ合わせて輸入の増大をはからなければならぬと考へておるのでございませう。これは最近非常に上がつて参つておりました、本年度はおそらく九百九十万立方メートルくらいになるかと思ひますが、将来、二十年後には、これが大体倍の二千万立方メートル程度までは持ち上げられるというふうな構想を持つておられます。こういう条件を考慮合わせまして需給の計画をして参りますと、将来二十年の展望におきましては、この所得倍増計画ないしは長期の計画による需要の上限を大体満たせて、その後は逐次需要がふえる余力ができてくるというふうな計算をいたしておられます。

○角屋委員 今林野庁長官は、今後の木材の需給の見通しというものにつ

て、何か今後十年以降ともなれば木材需給は相当緩和されてくるという判断を述べられたわけでありますけれども、これはそういうことになるかどうかという問題は、今後の国内における林業政策の進め方の問題でもあり、また国外の問題についても、やはり新たな分野、しかも相当国内の木材需要に適した新分野を開拓できるかどうかという問題とも関連をします。これは今委員長席にすわって野原さんあたりの提唱でもあり、それとも、たとえば北洋材の問題というよりも、たまたま北洋材の問題という歴史的な経過もあって、こういう方面に、日本の国内需要に見合った相当大量のものが、双方の努力の結果話が合意に達すれば、期待できるのではないか。そうしますと、野原さんあたりは、新しい公団を作って、それに合わせて国内における貯木の基地等も作り、そして国内におけるところの木材需給の緩和ということに大きく貢献をしたらどうかということを提唱されておられるわけです。これは一つの貴重な意見として真剣に検討すべき問題だし、同時にやはり木材の長期展望という場合には、北洋材であれ、あるいは南洋材であれ、アメリカその他の他の地域からの問題であれ、そういう問題については新規開拓の面あるいは従来からのやってきておる問題で今後変更していく条件の問題、たとえばフィリピン等の最近の条件では従来とは変わった条件を持ってきておるとか、さらに南洋等に対する未開発の面をどうとん伸ばしていけば開拓の可能性があるとか、いろいろな問題等があるわけですが、この機会に特に聞いておきたいのは、そういう外材輸入の問題についての最近の状況あるいは今後どういふ方面に重点的に伸ばしていかなければならぬか、あるいは価格関係の問題においてはどうかという問題が今日介在をされているのか、そういう点についてさらに具体的に伺いたいと思います。

○吉村政府委員 外材の最近の情勢でございますが、輸入関係の表は御提出してございしますが、将来特に未開発の地方における期待はどうかという点について御説明を申し上げておきます。やはり今一番問題になっておりますのはカリマンタン、ボルネオの地帯だと思っております。これは今インドネシアとこちらとの政府間の交渉を始めるまでは至っておりませんが、調査も二回にわたりましてこちらから参りまして、資源の点では非常に有望であります。これを開発して参りますと、十年ぐらいかかって開発をいたしますと、その十年後くらいには大体五百万立方メートルくらいのラワンが生産をされるのじゃないかというような構想のようでありまして、これは一面、先ほどお話のフィリピンのラワンの輸入状況が必ずしも将来十分に見通しが立たないというような時期におきまして、非常に期待の持てる話だといふように考えております。その他今アラスカパルプでやっておりますアラスカの地方も、資源的にはかなり有望だと考えております。しかしながらただ問題はやはりこの取引価格の問題が関係をしてくると思っております。現在のところ南洋材等ではそれほどまだ心配はないのでございますが、

米材あるいはソ連材等につきましては、最近の値下がりによりまして、昨年ほどに旺盛な輸入量というものはなかなか期待はできないのじゃないかという気もしておりますが、最近こまかい事情を各方面から聞いておりますと、やはりこの輸入という問題につきましては、商社方面もかなり関心を持っておりまして、努力をしておりますので、そういった点はかなり克服されて、将来伸びていくのじゃないかというふうに考えております。

○角屋委員 外材の輸入の問題というのは、これは情勢の推移等もいろいろあるわけでありまして、特に日本の需要に適した新規に開拓をし、さらに拡大をしていかなければならぬというふうな地域はどこかということになれば、やはり有力な対象としては北洋材の問題を当然考えなければならぬ。従つてそういう問題については最近の木材の需給関係の昨年におけるような逼迫状況というふうなものに対比して考えてみると、今後そういうふうな事態が周期的に発生をするとか、あるいは情勢が今後ある時点では悪化するとかいうことのないように、従来も長期展望の計画はありましたが、昨年のような事態も生じ、あるいは今後においても単に長期的展望があつても、国内需要の関係あるいは外材輸入の関係等について適切な方途が講じられていかないと、そういう事態に直面することが予想される。そういう点で木材の需給の長期展望というものを立てるわけでありまして、その際には積極的に今後開拓すべき面というふうな点については地について一つ方策を進めたいというふうなことを考えるわけでありまして、

も明確でないというふうな状況でありまして、この際林野庁としては林野関係における大規模の国土調査をいいますか、これは航空撮影その他各般の近代的なものを考えながら進めなければならぬと思つて、そういうものをやり、そして林野関係における今後の土地利用区分というふうなものを明確にいたして、その中において長期の林野関係における展望というものがさらに正確な裏づけをしていくということが必要な時期ではないかと思つて、そういう点はいかがですか。

○吉村政府委員 御指摘のように、私もまことに遺憾ながら森林関係の統計というものが十分満足すべきものではないことは考えております。その点で、さらにそういった面に努力をいたしていくわけでございますが、林野庁におきましては昭和二十九年から国有林と民有林につきまして、空中写真によりまして調査を始めておりまして、現在三十六年までの成果は、国有林におきまして五百七十万町歩、七百五十万町歩の国有林面積のうち五百七十万町歩の撮影は済んでおりまして、その済みしました図化が三百三十七万町歩済みしております。それから民有林につきましては、まだかなりと申しますか、おくれれておりまして、八十四万八千町歩で、その進捗は必ずしも十分でないでございまして、この点につきましては、さらに地理調査所ですとか協定をいたしまして、今後全般にわたつたむだのない測定をいたしまして、地形あるいは面積あるいは蓄積等にも及ぼして精確な資料を得たいというふうに考えて、せつかく努

力をいたしておるところでございます。

また土地利用区分の問題につきましては、農林省におきましてこの基準というものを技術会議の方で今作っております。われわれ内部的に協議を進めておまして、それによってこの利用区分を明確化するという方向に進んで参りたいと思っております。

○角屋委員 この際簡単に聞きましておきたいのですが、今後二十年とかあるいは四十年とかそういう中で、森林関係その他たとえば採草放牧の関係なりあるいは畜産の新しい成長にたいする問題なりあるいは耕地等の問題なり、いろいろな各般の他の目的に使っていくというふうな数字的なものについては、当面どういうふうに予定されているわけですか。

○吉村政府委員 この土地利用区分に基づきまして、将来農地あるいは放牧採草地として向いて参る方向になる土地でございますが、こゝろいった点につきましては、私どもとしてはやはり土地の高度利用ということを中心として考へて参りたいというように考へております。また、現在の制度でも農地に対する所屬がえというところで実施ができることになっておまして、そういう点についても現在までの農地に対する所屬がえの現状におきましては、必ずしも期待に沿った十分な開墾なり開拓なりというものができておらないところもあるわけでございます。そういうものは森林に戻すと同時に、やはりほんとうに適地で、ほんとうに将来期待の持てるものについては、私どもとしては大いにそういう土地の活用というものは考へて参らなければならな

いと考へておるのでございます。その将来の数字というものにつきましては、今ちょっと考へておりませんので申し上げられません。

○角屋委員 将来の数字というものは農林省において決してなくはないはずでありまして、林野庁においてもやはり長期の需給の関係等を考える場合には当然これは一つの重要なファクターになるわけですが、細部の数字は別といたしまして、とにかく今後林野関係における林業政策の中では、他に転用すべきものという面については、やはり国土総合利用の面からそれはそれとして積極的な道をあけていくということが必要であらうと思ふ。この際やはり今後の林業政策を遂行するという場合に、林野庁関係の末端も含めての機構の問題をどうするかということがかねてから論議をされておるわけですが、従来から国有林あるいは民有林等も含めての林政指導というものが現実には林野庁を通じてなされる、特に国有林関係については特別会計で運用する、こういう形をとっておるわけですが、これは今後国有林関係の政策をどういうふうに進展をさせていくのか、あるいは民有林関係における従来の林野庁の林政指導というものは十分であったのかどうか、あるいは今後十分にやっとなかなければならぬという場合には一体どういう機構の形としてなるのかというところが、現実にも議論をされて参つておるし、現実にもまた今後とも検討をなされる問題だと思ふのですが、かねて一部に、林野庁関係の機構について、国有林野事業というものを公社にしてはどうかという意見が出ておるわけですが、この問題は非

常に重大な問題でありまして、機構というものは一たんすべり出すととに返すというわけにはいかない。これは今日公社とか公団とか事業団というものがいろいろな場面で出ておるわけですから、国有林野事業というものはたして公社という形において運営すべきものかどうか。林業のいわゆる公共的性格と申しますかあるいは国土保全的な性格、そしてまた国内における木材需給の全体的なバランスをとる上における国有林野の持つべき役割、こういう全体的な視野から見て、機構の問題というものは慎重に考へなければならぬ多くの問題を含んでおると思ふわけですが、この際、林野庁の今日の時点における機構の問題について、どういふふうな考へ方でありたいとおるか。今御承知のように農林省設置法の一部改正というものが内閣委員会の方にかかつておりますけれども、これでいきますと、やはり民有林関係については、従来の営林局関係から分離して、いわゆる地方農林局の中に林務課等を作り、あるいは場所によっては将来林務部等に発展をするという構想があるのかどうかはわかりませんが、要するにそういう点も芽が出てきたわけですから、同時にまた地方農林局の場合には、民有林は別として、機構の関係そのものとしては、いわゆる食糧庁の関係あるいは林野庁の関係というものは、その掌握下には機構上は入っていないというふうなことも関連をしておいて、これはやはり今後第二段の構想というものが予定されておるのかどうかという議論もあるわけでありまして、この際、そういう林野庁の今後の機構をどういふふう

には国有林野関係の局あるいは民有林関係の局というふうな形に、国家機構の中で二分をしてはどうかという意見もあるやに聞いておるわけですが、この辺のところを一つ最新の情勢についてお話ししたいと思います。

○吉村政府委員 行政機構の問題でございますが、確かに御指摘のように、この基本問題の答申の中にも、現在の機構では十分な国有林の合理化また合理的な経営ということも期待をされないのではないか、そういう点について検討が必要だ、また公社等についても検討をする必要があるのではないかと、いうような意味の指摘がなされておるわけでございます。なるほど私どもも中におきまして、やはり現在の機構の中は非常に幅狭いといつて申しますか複雑な形がありまして、これを整理するといふことは必要ではないかといふことも考へて参つたのでございます。

私どものこの答申を受けての検討の態度といたしましては、はたしてどういふ機構が林政あるいは国有林の経営上一番理想的であるか、正しいのかといふことを主体として考へておるのでございます。御指摘のようにこの国有林を公社にする——少なくとも現在の日本にありまます公社の形と思ひ合わせてみますと、御指摘のように特別な森林の持つ公共的な性格等からいたしまして、またその公共的な性格とまた企業的な性格のバランスをとる尺度の基準の問題からも、非常に困難なところがあるやうな問題があるかと申しますかむづかしい問題があるかと思ふのでございます。たとえば鉄道あたりを見ましても、一つの料金というものが規定されて、その料金によって公共的使命あるいは企業的使命のバ

ランスがとれる。ところがこの国有林の場合にはそういうことが非常にむづかしい。そういう問題が十分に解決されなければ、そういうことへ踏み切るということとは、森林の将来を考へてもなかなかむづかしいことではないかというふうに考へておるのでございます。先ほど御指摘のありました、いろいろな方法を片寄らずに検討して、行政機構をすっきりしたものにしていくということについては、検討をしていく段階でございます。

○角屋委員 林野庁のこれからの林業政策指導上の機構という問題については、今長官からお話しのように、十分慎重に各般の問題を考へる、あるいは林野の持つ特殊性といふことが、そういうものを十分判断しながら、今後の長期にわたる林業政策上の遂行に誤りなきを期するということが非常に重要かと思ふのであります。

この際さらに問題を分化いたしましたし、日本の山林面積の三分の一を占める、あるいは蓄積量の約半分を占めるという国有林野事業というものの今後の推進をどうしていくかといふことは、やはり林業政策上の重要な問題であります。この点については基本的にとりいふことで今後いかれようとするのか。

○吉村政府委員 国有林の経営の将来に対する私どもの態度ということでありまます。どこまでも国有林の使命は、やはり木材と申しますか林産物の供給の増大、生産力の向上ということを一つの大きな眼目といたし、同時に国土の保全という問題、それから一つ国有林の地元山村に対する施策を十分に実施して参る、あわせて将来——現在もそうでございますが、さらに

○角屋委員 国有林の最近における運営の仕方というものはすいぶん問題が出てきていると思うのです。同時に、日本の山林の所有形態というものは必ずしも合理的になされているのではなくて、いろいろな歴史的な経過があつて現実の姿になつていふことだと私は思う。これは国有林、民有林を通じてそういうことが言える。民有林の場合だつて、正当に歴史的な経過の中でそれがいつているのかどうか。いろいろそういう問題については、それは

た森林なりあるいはその他の土地が、はたして目的通り十分に利用されておるかどうかという問題にも、かなり大きな問題点があるかと思うのでございませう。そういったことを十分に引きまわめまして態度を決定いたしたいというふうに思います。

○角屋委員　国有林野事業特別会計を見ますと、最近剰余金が相当出ておるというふうに言われるわけですね。国有林野事業はそれだけ、剰余金が出るほどもうかっているのかということになるわけですけれども、林野の關係については、やはり木材の成長量の關係とかいろいろな關係で、現実に現なまがあるわけではなくて、やはり資産評

で、たとえば簡単な問題ですけれども、現金預金とか長期預金、あるいは有価証券——特に有価証券等は、一体どこの有価証券をどうしているかという問題もございますが、いずれにしても国有林の剰余金というものがふえて参つておる。それを一般の民有林協助力というよりな形で使っているが、かつつては相當苦しい財政状況でやつておつたわけです。これはどこに起点があるのですか。どこに、こういうふうにいひゆる黒字がふえてきたという形のトで出てきている事情があるのですか。

○吉村政府委員　やはり一番大きい点、是は価格の上昇だと思ひます。

○角屋委員　從つて、数字は本を切つ

は、やはり山に第一義的には返していかうという形でもつと考へなければならぬ、あるいは、いわゆる山に閑連をしては、素材生産の問題もあるし閑連産業の問題もある。そういう問題に対して、従来そういう閑係では十分であつたのか、あるいは全体的に木材の供給というものを円滑にし、流通閑係を改善していくためには、第一義的に山林と結びつくそういう素材生産なりあるいは閑連産業というものについて、もつとやはり密着した姿で林業政策というものを考へる必要があるのではないか、こういうことがいろいろ私には出てくると思う。現実にはこれだけの剰余金があるかどうかということも、

○吉村政府委員 国有林がいかにあるべきかということの出発点でございますが、私の方といたしましては、国土保全上特に必要な箇所、特に奥地の保安林等につきましてはやはり国有にし

価値といいますが、そういう点で、表面
きにはそういう数字というものを一定
の基準に基づいて出すわけですから、
も、はたしてそういうふうになりつと
いくのかどうかということがなかなか

てみれば出てきますけれども、奥地林を含めて全体的な林野の蓄積量を、現実の木材の価格の關係等で試算をして、そして収支あるいは貸借対照表を表わす、こういう場合に、剰余金がふ

理論的に論ずれば別として、一応剰余金が出てきておるということであるならば、これを一体どういふところに向けるのが本筋であるのかという点についてはどうお考えですか。

一般の民間資本では開発が困難なようなところは、場合によっては買いました。国有にしていくこともいいんですが、国有にしないかということも考えて、実は実施をしておる次第でございます。国有林

問題です。いずれにしても国有林野関係では最近剰余金というものが出てきておる。そうしてそれは林政への協力というふうな形で一般会計に繰り入れられたり、あるいは農林漁業金融公庫の方へ一部回つていたりする形です。

えたふえたといつても、これは他のものとだいぶ違ふわけですね。そこで、それは議論としては、国有林野事業で剰余金が出たという形の中で、これをどこへ使うのかということがいろいろ

○吉村政府委員 昨年度特別会計が改正になりましたが、年々の利益金の半分は利益積立金といたしまして国有林野の経営の調整に使って参る、それから半分は特別積立金引当金というので

は、御承知のように特別会計の企業体
でございしますが、そういうところとあ
わせまして、二種林と申しますか経済
林等をあわせた中で経営の成果を上げ
て参るということに考えなければなら

いろいろ活用されている姿が出てきている。たとえば新年度の、過般衆議院を通過して参議院で審議している点を見ましても、現金の預金百億八千万円、あるいは長期預金の六十九億五千

静謐にたゞ、林山園大とて、閑趣がある。しかし、国有林野事業でそういうふうには利益が出てきたのであれば、これはやはり国有林野事業の仕事に働いておる人にも当然還元をしていかなければならぬ、あるは国有林野を持つてお

こさいですが」といひまして、林政の協力に使つて参るといふことで、三十七年度には、このうち三十億を一般会計に繰り入れをいたしまして、そのうち十三億は公庫からの造林その他の事業の資金として出資し、その十三億を

ないと考えておるのでございます。一部、三種林等につきましては、その利用あるいは売り払い等につきましては、ただいま、なるべく早い機会に結論を出したいと思つて、検討をしてお

万円、そうして特別積立金引当資金が百四十五億四千万円、あるいは有価証券として保管しておるものが百四十九億四千万円、全部合わせますと四百六十五億円に上るいわばゆとり財源と

る地域にも還元をしていかなければならぬ。これは地方交付金という形が従来からも実施されておる。はたして地方交付金というのは従来のような程度でいいのか、あるいは、もっとやはりの

でございます。他の十三億は水源造林のための原資として使う。その他四億は公共事業その他の原資として使う予定にいたしております。さらに御指摘のようにかなりの剰余金があるわけでご

は、従来までの売り払いをいたしまして

いいますか。表向きにそういふふりに
なつておるわけです。こゝろいう点の中

そういう地域における土地条件というものを——山におけるさちというもの

七

うのは必ずしも作業員だけがそろって
もできない、一つのセツトになる事務
関係の職員もやはりそろって一つの事
業所というものをかまえて事業をやっ
て参るわけでございますが、そういう
面のバランス、それからそういう一
面の全体の労働条件というふうなもの
を十分にバランスのとれた形で運営を
して参ることが必要じゃないかという
ように考えておるのでございます。従
いまして現在の私どもの考えといたし
ましては、特にどういふ仕事をふやす
とか減らすとかいう一般的な考え方で
なしに、その個所あるいは地方地域別
に具体的に検討をし、協議をしなが
ら進めていくという態度で進んでおるわ
けでございます。

○角屋委員 山林の問題を考へる場合
にも国有林、公有林、私有林の筋道を
まず立てるといふことを申しました
が、国有林としてやういふ場合には
国有林として主体的にやる仕事、ある
いはその仕事のやり方といふものを基
本的にやうて、長期的な運営に支障な
からしめるといふことが基本だろうと
思ふ。私もいろいろな資料を見てみ
ますと、国有林の直営生産というよう
なものが、いろいろな団体から立木処
分の問題なり請負導入の問題なりとい
う姿で強く出てくる。しかし、そん
な要請は要請として出てくるにいたし
ましても、本来国有林という長期的な
運営の中でどうあるべきなのか、この
筋道を乱してはいけないと思ふ。

「委員長退席、秋山委員長代理着
席」

そういう点では、私は、基本問題調査
会の答申でも非常に強調しておるよう
に、国有林野事業は、本来直営生産と

いうことに基本を置きながら、同時に
そういう前提に立つての労働力につい
ても今後の変動ともからめて十分安定
的に確保するといふことを考えながら
やっていくといふことが非常に重要だ
らうと思ふ。最近の木材の需給の關係
の中で常に出てくる問題は、国有林の
役割から見て、一つ国有林の増伐をや
りなさい、こういうことが常に強調さ
れている。じゃ公有林や私有林關係に
ついてはどうなのか。そういう点では
十分に従来から行なわれておるか、あ
るいは今後も行なわれようとする態勢
にあるかといふことを言ふと、私は率
直に言つて問題があると思ふ。何か木
材の需給關係の中で国有林が安易に依
存される、あるいは安易に要請を受け
る。実際に山の問題は、言うまでもな
く長期的なものでありますし、また治
山治水上の問題もありまして、単にそ
ういふ政治的な要請なりあるいは経済
的な要請なりだけで、国有林だからと
いうことで安易に應じておると、山林
の荒廃といふ重大な問題がその後にお
いて出てくるということであらうと思
ふ。そういう面でも何か木材の需給關
係では国有林に依存する、安易にそん
なところにくるといふ傾向が出てきて
いる。その面ではやはり日本の林業
全体の中でバランスをとつて長期にお
わたつての需給の要請にこたへることが
問題について誤りなきを期することが
必要だらうと思ふ。そうなるにつれて
と、あとで論ずる私有林問題の中でい
わゆる財産保有的な山林經營の傾向を
国民經濟の要請に十分こたへる立場か
らどういふふうに法的に規制された
り、あるいは行政的に指導されたなら
ば、従来のそういうふうな指摘された

点が直つていくのかといふことが出て
くると私は思ふのです。その点はど
うなですか。

○吉村政府委員 特に国有林が安易に
増産の対象になると申しますか、依存
をされるという点につきましては、あ
るいは御指摘のような風潮も一般には
あつたかと思ふのでございます。私ど
もいたしましては、先生の今御指摘
のような国土保全上の問題、将来の需
給の問題等を見きわめずにはやつてお
らないわけでございます。今回の増伐
につきましては、将来の見通しにつ
きましては十分自信を持ってやつてお
るつもりでございます。一方、私有林に
對する施策は、すでに御承知のよう
に私有林については私ども現在のところ
では増伐を期待するといふ以上に出
ません。それに基づいて指導獎勵をし
ておるのでございますが、今回の改正
におきましては、そういうた伐期を経
過いたしました、もう十分切つても差
しつかないといふようなものにつき
ましては伐採の勧告ができるというよ
うな制度になるわけでございます。こ
の勧告はあるいはなまぬるいじやない
かといふような御指摘にもなるかと思
います。そういう御指摘を重ね、ま
た指導の面にもそういう考え方をさ
らに強める、また同時に、それぞれの
森林の所有者がほんとうに近代的な林
業の經營という自覚を持つて森林を経
営できるように、普及活動あるいは指
導によつて高めて参らなければならな
いといふように考えておる次第でござ
います。

○角屋委員 国有林野關係の問題につ
いては、後ほどまた同僚委員から多く
質問の希望も出ておりますから、論ず

べき問題は多いわけですが、次
の公有林の問題に移ります。

これは答申では、公有林關係につ
いてはいわゆる合理的な家族經營的林業
育成の方にこれをある程度振り向け
ていくのだといふ答申等も出ていたわけ
ですが、今後の公有林の問題につ
いて、答申が出て以降どういふふう
に持つていくかといふ考え方がなつてお
るか、それを一つお伺いしたい。

○吉村政府委員 基本問題調査会、あ
るいは先ほどもちよつと触れました部
落有林野對策協議会、これは林野庁の
内部で作つたのでございますが、この
協議会、調査会からの意見といたしま
しては、個別私權化をはかるといふ
原則として、それがきわめて困難な
場合には公共的管理の方法を講じ
て、あわせて土地利用の高度化をはか
るための諸施策を講ずべきであるとい
うような答申が出ておるのでございま
す。林野庁といたしましては、これら
の答申の趣旨も尊重をいたしまして、
部落有林野の對策の実施にあたりに
しては、林業だけにとどまらず、農業的
の利用と林業的の利用との調整の問
題、それから入会權の對価の算定に關
する実態的な問題、あるいは入会權者
の範圍の確定等に関する問題、ある
いは入会權の解消手続に関する問題、そ
ういふ法律技術的な問題を慎重に検
討する必要がある段階に立ち至つて
おりますので、現在そういう問題
を根本的に検討をいたしまして、その上
でこの部落有林野の問題をはつきりし
たいといふように考えております。

きわめてばらまかれておる。經營の
態を見ましても、統計的に明らかな
うに、いわゆる經營規模としてはき
めて零細のものが多いと八、九割ま
でを占めておるという形でありま
すが、面積的に見れば、数としては少
数のいわゆる大山林地主が相当程度
のものを持つておるといふように、階
層間の段差が非常に激しく山の場
合には出ておると思ふ。これを今後林業政
策として、あるいはまた林業の振興の
面として、どういふふうな構造改善を
していくかといふことは、なかなかむ
ずかしい問題だと思ふ。基本問題調査
会の林業答申では、これから農業にお
ける自立農家的なものを林業でも考
えて、それが重要な手だといふこと
を言つておる。それに対して、冒頭
に申し上げましたように、いや、林業
經營の重要な手は企業的林業を
やつておるわれわれだといふふうなこ
とで、また別なところから意見が出
て、山林解放、山林解放といふことが
言われておりますけれども、山の問
題は、御承知のようにみな個人に渡
してしまふといふふうな農業で
考へられるような単純な問題ではな
い。従つてどう合理的に配置をするか
といふことです。そういう点では私有
林の問題についても、やはり零細な經
營の問題、あるいは中程度、大規模の
問題についても、全体的にどうするか
といふことで考へるべきだと思ふ。そ
うなつてくると、農地改革に類する山
林關係のうらう方面の改革の基本は
どこに置くのかといふことで、これは
なかなか問題がある。それなかなか
機械的にいかにいふことだらうと思
ふ。やはり私どもの立場からい

ば、大山林所有者の林業経営の実態がどうか、これを国土総合開発の観点から林業の全体的な経営の中でどういうふうに変更していくべきなのか、こういうことが一つの重要なポイントだと思ふ。今林業答申の問題なりあるいは林業協会の他から出ている問題の中で、林業経営の民有林関係の柱をどこに置いてやっていくかという立場に立っておられますか。

○吉村政府委員 大へんむずかしい問題でございますが、私もといたしましては、民有林につきましては、まず前提として土地改革的なことは考えておりません。従いまして、現状においてどうするかということでございますが、一面非常に零細な所有の形では十分な合理的な経営がでないのじゃないかという御指摘もその通りだと思ひます。従いまして、そういう零細な形の所有の森林につきましては、極力事業の共同化と申しますか、協業化と申しますか、そういうものをはかつて参りたいと思つております。

それからその一回り大きい段階、たとえば一ヘクタール以上五ヘクタール未満程度の森林につきましては、これは農業の経営との関連におきまして経営をしていく、さらにその上に大きい五町ないし二十町程度の所有の形の森林につきましては、林業を主体とした農業との関連における経営というものを考えて参りたいと思ひます。さらに御指摘のありました大規模の森林所有者の林業経営につきましては、経営の合理化をいたしまして、林業の従事者等の所得水準向上にこたえ得るような経営に変えていくという方向に指

導をして参りたいというように考えております。

○角屋委員 今の林野庁長官の御答弁を伺いますと、基本問題調査会の答申について、特に大規模な山林を持つておる者に対する答申の部分については、全面的に否定した立場でいかれようというところですか、たとえば粗放的な経営をやつておる部分については、やはり利用権の設定なり何なりで他の者が最高度に活用するという道を見つ

けるべきだ、あるいはそういう点については国有林等への買い上げというものを考えたかどうか、いろいろな答申が、現実の姿の中で、丁寧に見ますと各方面に出てきておるわけでありまして、それがやはり相当規模の山林を持つておる諸君を刺激して、いわゆる答申に対する痛烈な批判という形でいろいろ意見が出てきておることも御承知の通りだと思ふ。私はそういう点で、今の林野庁長官の答弁を聞いておりますと、調査会の答申を全面的に否定した立場で、そういう点では林業の保有形態についてはおおむね現状に立場を置いて林業政策がやつていくというふうな考へておられるのですか。

○吉村政府委員 決して大規模森林所有者に対する対策についての答申を否定しておるわけではございません。そのういつた問題も検討もいたし、またそういう方向に進みますかについて、いろいろな段階と申しますか、調査も必要ではないか、こう考へておるのでございます。大所有者が十分にこの要請にこたえていないんじゃないかという指摘に対して、やはり大所有者の林業の経営というものは、財産保持的な所有形態から脱皮をいたしまし

て、近代的な経営に一步進めるといふことに努力をすべきではないかということに考へておる次第でございます。

○角屋委員 昨年の木材の需給が悪化をしたときに国有林に対する強い増伐要請というふうなものがありますけれども、同時に一般の国民側の批判の中では、相当程度山を持つておる諸君が、こういう緊急事態に積極的にかたえようというかまえないじゃないかという声が強くて出た。実際に出てきたのは、税制のさらに緩和という形でそれをやつていく、そういうことは前進であるのか、後退であるのかといふことについて、また議論がある。

いづれにしても、閣内においてもいつのときでしたか、安井さんは適齢期以上の森林については、これは財産税的なものをかけたらどうか、そういうふうにしなればやはり依然として財産保有の性格から脱却できないんじゃないかといふふうな強い意見も出た。いかにいふふうな強い意見も出たように聞いておりますし、その点は単に閣内のみならず、与党の中においても木材の需給の安定あるいは今後の発展方向という中で、国有林は国有林として、公有林は公有林、私有林は私有林としての役割を果たすという前提に立つ場合に、今日の現状の中でどういふふうにするかはそれが実現されていくのか、これは法制的にもどう考へるか、あるいは行政指導としてもどう考へるかといふことであらうと思ふ。そういう点では適齢期以上のものに財産税的なものをかけたかどうかという意見等もあるわけでありまして、そういう一面はどうなんですか。

○吉村政府委員 適正伐期齢級以上の森林に対しては税金をかけたかどうかという御意見は確かにございまして、私も内部的にいろいろと検討を進めておる次第でございます。しかしながら一つの問題といたしまして、税制の根本的な問題、それと課税上の技術的な問題、これが非常に困難であるというふうな専門家の意見も聞いております。それと同時に、私も考へておるべき点は、立木に課税をされることによって、伐採後ぜひ実行してもらわなければならぬ造林事業に対しては、意欲を失わせるというふうなことがあるのではないかと、これを、非常に心配をするわけでございます。御承知のように森林につきましては、非常に長い生産期間を経ますので、中には大量の場合は相続税というふうな問題もかかってくるわけでございます。それでその上に所得税がかかりまして、それから伐採をしないとか立木税がかかるというふうなことになるわけでございますが、そういう点につきましては、一面はこれは適正伐期齢級において大体切るのが一番有利だといふふうな私どもの考へてございまして、所有者によりましては、やはり大径木を生産するといふ意欲を持った人もあるわけでありまして、いろいろな観点から考へてみまして、現在のところ、私も考へては立木税を課するといふような結論には至つてない次第でございます。

○角屋委員 今度の森林法の改正の中で重要な項目であるいわゆる森林計画制度というふうなものについて、従来の三段階制を二段階制に改めて、新しく全国森林計画あるいは地域森林計画、あと三段階目の下部の段階の問題については、冒頭に長官からのお話のように、個別経営計画を自主的に作らせる

のだ、それがために林野庁としても行政指導としてモデル林業を選んでは、その個別経営計画を作る指導をやるのだ、こういうふうに言われたわけですが、さういふように言われたわけに沿つてやつていくというのを順守のことを明らかにし、あるいはそれに従わぬ場合には、必要があれば施業に対する勧告をやるのだ、こういうことで、法的には従来よりある意味では上からずつとおりてきたやつを緩和した中で、その個々の林業経営者が自主的にそれに応じていくという態勢になるのかどうかということが、これがやはり今後これを運営していく場合の一つの問題点である。従来でもそういう傾向がなかなか出ておつた。今後そういう二段階制の中で、個別経営計画という形でつないで、あるいは勧告あるいは順守というふうな形でいくのだけれども、実際にそういうことで今後の木材の需給の情勢にに応じていく態勢ができるのかどうかということが非常に問題だと思ふのですが、これはどうなんですか。

○吉村政府委員 この問題につきましては、仰せの通り、今回の改正によりまして、森林所有者の自主的な経営意欲を盛り上げて、林業の振興ないし経営の合理化をはかつていくということにねらいがあるわけでございますが、このかぎと申しますか、成功するかどうかという点は、やはりこの普及事業が、はたして森林所有者に十分納得のできる形で行なわれるかどうかということにかかつておるかと思ひます。そのためにはやはり林業あるいは森林に関する研究の推進ということも、さら

に技術研究の推進ということも必要になつてくるかと思ひます。やはり大部分の所有者が農家であるということから考えましても、その農家がほんとうに理解をして、ほんとうに納得をするような計画を立てることを普及をして参るということに力を注がなければならぬというように考えております。

○角屋委員 この森林計画の問題を中央森林審議会に諮問をしたときに、林野庁では素案を出されておる。それが論議をされて、中間答申として出てきておる。それを見ますと、第三段階の部面では、いわゆる従来でいうと実施計画というところに当たる部面は、新しく答申では、たしか市町村における経営改善計画というか、それと個別経営計画、この二つをやはりかみ合わせなければならぬという答申になつておると私は思ひます。これがやはり今後の林業政策上における構造改善の問題とからんで、その地域における市町村でどういふふうに経営を改善していくのか、これは土地の高度利用との問題も関連してくるということ、私はこの点は非常に重要な問題を提示しておるというふうに思つたわけですから、それがいわば抹殺されたというか、法的には何も出てきていないわけですから、行政的にはやるのかどうかは別として、とにかく第三段階の部面は、法的には抹殺をされておる。先ほど来言ふような行政指導でいい、しかも中央森林審議会では、やはり重要な答申の項目をなしておると私は判断をしております市町村の林業経営の改善計画というものが、姿を消しておる。これは一体先ほどの議論の

経過から見て、何か現状維持的な形の中で林業政策というものが進められるのだという安易な、あるいはそれでなくとも、それは乗り越えたいのだけれども、いろいろ障害があつて、それがなかなかできないというところで踏み切れなかつたのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○吉村政府委員 この市町村の問題でございまして、これは地域森林計画にうち分けて市町村の計画を立てるようになっておられます。なぜこの第三段階の地区森林区画計画をやめて地域森林計画に変えたかということでございますが、結局林業の資源の設計と申しますが、計画と申しますか、こういうものはやはり他の開発計画あるいはその他の計画にマッチした、相当広範囲な計画との関連もあつて、それから林業の計画というものはそういう小さい地域で窮屈な計画でいくことがはたして合理的なのかどうかという反省もございまして、そういう意味で流域別の地域森林計画を立てましてこれによつて資源の設計を行ない、同時に町村ごとの計画も織り込みまして、この個別経営計画あるいは林業の振興のために資したいという考えでおるわけでございます。

○角屋委員 森林計画の問題に入りましてから少し重要な問題を聞いておきたいのですが、新しい森林計画では全国森林計画は全国的にということ、いわゆる従来からの基本計画区の問題がそういう形では明示されていない。それで地域森林計画の中では、これは法律の経過措置を見ますと従来からいふ森林区というものを、新しい森林計画に踏襲をしていくのだ、こういう形

で将来ともそれをそのまま踏襲をしていくのか、あるいは今後検討していくのか、それは別として、そういうことになつておるわけですが、そういうことと三段階にせよ、二段階にせよ、国有林と民有林との全体的な調和というか、それが非常に問題になる。国有林が一定のところにあつて他のところに民有林があるという姿でなくて、それがやはり混在してあるわけだから、流域別に見ても、あるいは県、市町村別に見ても、そういう地域森林計画は、従来もそうでしたけれども、民有林についてということになつておるし、全国の森林計画は全国的にですから、国有林、民有林を含んでいふことになるわけですから、そういう国有林と民有林の計画、実施上の調和というものを運営上どういふふうにやられようというのか、その点はどうです。

○吉村政府委員 国有林と民有林の経営計画の調整は全国森林計画において行なう方針でございます。それから実質的な調整におきましては、主として民有林関係で、地方の森林審議会に営林局長あるいは営林局の職員が委員として出席をしてやういふことになつておられます。また国有林の経営計画の編成にあたりましては、それぞれの県の職員あるいはその他民有林関係の森林組合その他の関係者が入りまして審議会を行なつて作成をして参るというふうなことになるかと申します。で、そういう点でも実質的な調整は現在でもやっておりますが、将来ともさらに統括して参りたいというふうに考えております。

○角屋委員 この前資料を要求しました、出て参りました山林を所有する

会社の保有山林面積並びにパルプ資本の資本階層別の保有山林、あるいは分取林の実態、こういうものの資料を要請したわけですが、これは申し上げるまでもなく、最近の林業関係を見ておられますと、いわゆるパルプ資本関係の所有面積の増大とかあるいは特に分取造林等に対する進出とかいう形が具体的に出ておりますし、この比率も相当大きな比重を占める実態にあるわけですから、この際資料の提示を要請いたしましたこの資料については、②の「紙パルプ会社の資本階層別保有山林、分取林の面積」というところには、実際は王子がどういふ形でどれだけ持つておるか、こういう形で要請しようと思ひましたが、これは伏せてありまして、長官に聞きまして、それは会社との関係で言わないというところになつておるといふことを少し言つておられましたけれども、この辺の実態を少し明らかにしていただければならぬと思ひます。

○吉村政府委員 ちょっと説明が落ちておりますが訂正をさせていただきます。①の表の②のところ、会社と申しますが、御了承願ひたいと思ひますが、資本階層別の一億以上十億未満が十会社でございます。その保有林の面積が六千八百二十九ヘクタール、分取契約の面積が二千二百九十ヘクタール、十五億以上二十億未満が三会社、それから二十億以上五十億未満が三会社、それから五十億以上が三会社でございます。以上二十六会社の統計で資料になっております。上の①の力に述べてございまして「五〇〇ヘクタール以上の山林を保有する会社の

保有山林面積」は、会社数が百三十八会社に対して保有山林面積が六十五万一千三百二十六ヘクタールになつておりますが、この面積と先ほどの②の表の合計の面積を御比較願ひますと、大体半分をパルプ会社が持つておる。その他は各種各様でございまして、全然林業には関係のなさうなところ等も非常に多いと申してございまして。

○角屋委員 一々具体的な会社別のものはお話しがなかつたわけですから、王子の關係は保有山林面積、分取林の契約面積というのはどういふふうになつておるのですか。

○吉村政府委員 今資料を持つておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

○角屋委員 パルプ資本の山林保有あるいは分取林契約の進出という問題が出ておりますが、これは同時に国有林野関係の事業と結びついてもいろいろ木材処分等問題も現実にあつて、これは林業政策上の重要な問題で、これをどうするかというところは、まあ野党として、われわれ野党の方は野党としての見解が出て参るわけでありまして、私も私としてはこういうパルプ資本等の所有形態あるいは分取林の増大傾向というものはチェックする必要がある。同時に今後の問題としては、これをいふゆる性格的に変えていく必要がある、こういうことを考えているわけですから、これは成り行きまかせでいいというわけですか、指導上どういふふうにやられるつもりですか。

○吉村政府委員 このパルプ工場関係に対する資料の国有林からの供給でございまして、特に御指摘にありました

ような傾向といいますが、比重の大きいのは北海道方面が多いかと思うのでございます。北海道方面におきまして販売の経過、開拓時代からの経過等の実績もございまして、そういうような形もあるわけでございます。また一面には一時昭和二十六、七年でございしたか、木材の統制がはじまりました時期に一般競争をかなり実施をいたしましたところが、非常な競争が起きまして、ほとんどが異常な価格でパルプへ向いてしまったというようなことから問題が起きまして、またその緩和策といたしまして、このパルプに対する随契も考えていかなくちやいかなぬというところで現在に参つたのでございします。しかしながら、この販売方法全体にわたりまして、私どもはかように考えております。

まず、やはりこの販売の建前からいたしまして、制度上からもやはり競争をして、そして特に必要のあるところへ参る、供給されるということが必要であるかと考えるのでございます。その反面に一般競争であります、木材関係業者だけの入札ということに制限ができないわけでございます。従いまして私どももいたしましては、将来に向かひまして、現在も努力しておりますが、この広い意味の指名競争入札というものを特に主体にしていかなければならないのではないかとというように考えておるわけでございます。

○角屋委員 これはたしか官行造林の廃止の問題のときにいろいろ論議が出たのでありますが、しかも今後の林業政策上やはり一定の考え方というものが明確になることが望ましい、またならなければならぬというように思う場合

に、山林地代の問題があるわけでありまして。農地の場合であれば、小作料の問題等で一定の考え方の方針として明確になつておる。分取造林の場合に一体地代分はどうか、あるいは農林漁業基本問題調査会の答申の中での地代に対するところの答申の見解というのは述べられておる。そういう点では前の山崎長官の時分にもいろいろ数字をあげてお話があつたわけでありまして、けれども、いづれにしても農地の関係と林野関係の地代というものについて同じ農林省でありますけれども、私どもが答弁を聞いておりました、農地の方は一応方針としてははっきりしておる。林野の關係についてはまだこれから検討しなければならぬ要素を残しておるということじゃないかと思つておる。そしていよいよ山林地代というもののに対する林野庁の従来の見解なりあるいは今後の方針なりというものについて一つ……

○吉村政府委員 この他代の問題でございしますが、非常にむずかしい問題でございまして、国有林の地代といふ場合には近傍の類似の地代を比較を考へておるのでございします。またこの分取造林等の地代部分という、あるいはそういう御指摘かと思つては、私どもも非常に知識が足りません關係から、専門家に今検討をお願いをしておるのでございします。この分取造林、たとえば国有林でやつております例の部分林あるいはやつておりました官行造林あるいは現在の一般の分取造林、大体今までの成り立ちのころの考え方かなり加わつておまして、はたしてああいうものが地代だけであるかと

いう問題については非常に疑問があると思つております。そういう点につきまして、今後専門家の検討をわずらわして、はつきりいたしたいと思つておる次第でございします。

○角屋委員 地代の問題は少しデータを根拠にしてお尋ねしたいと思つたが、時間の關係を今委員長から言われましたので、たくさん問題を残しておりますが、次に入りたいと思つておる。

今度の森林法の改正の中では、保安林關係の問題について所要の整備を行なつたわけですが、これからの保安林の政策というものを一体どうしていくか、これは保安林整備臨時措置法の關係で、御承知のように民有林等の買い上げ等もやつておるわけですが、これはたしか十年の時限立法ではなかつたかと思つて。そういう關係で今日までのそういうものの買い上げの実績なり、あるいは今後の時限立法の取扱いをどうしていくかという問題も含めて、保安林のこれからの制度上の改正に關連した行き方について一つ考へ方を明らかにしてもらいたい。

○吉村政府委員 保安林の問題でございしますが、ただいま御指摘のように、保安林整備臨時措置法によりまして民有保安林の買い入れを現在実施しております。三十九年四月末まで續くわけでございますが、この間の買い入れ計画をいたしましては五十九万ヘクタールの予定でございします。二十九年から三十五年までの実績が十六万ヘクタールになつております。従いまして間もなく有効期限が切れますことを考へますと同時に、この保安林買い入れ事業というものが今後さらに私ども

としては重要な仕事である、意味のある仕事であるというような考え方から、恒久的な制度を準備いたしまして、この措置に遺憾のないようにいたしたいと考えておる次第でございします。

○角屋委員 保安林の法制的な改正の問題と關連をして、御承知の通り新しく保安林の台帳あるいは保安林施設の地区の台帳の整備というやつが出て参つておるわけですが、また保安林の指定とか解除という問題は従来と同じ方針でいかれるわけですが、今後の保安林というものの従来の木材需給における制約的な役割というやつを、まずその条件を緩和して、一定の指定施設要件というふうな範囲内であれば裁断がはかれるという方途も出て参つておるわけですが、従来保安林問題というものは実に十幾つかの保安林の種類がありまして、同時にそういう意味では治山治水上の観点からいけば、日本の山林はすべて保安林的な性格ではないか、一体保安林として特に指定をするという問題と關連をして、今日の保安林の指定状況の実態を見てみると、そういう従来指定した問題についても十分実情に合致して再検討等も必要ではないかという意見も一部に出ておるわけですが、そういう問題はいかがですか。

○吉村政府委員 御指摘の保安林の再検討でございしますが、保安林の実態は整備計画を立てまして、三十八年度末までに四百十八万ヘクタールを指定をするというような計画を立てていただいた実施をしておるわけでございます。その段階におきまして、御指摘のようない反省等は十分に参りたいというよう

うに考えておる次第でございします。

○角屋委員 最後に治山治水の問題と關連して、御承知の治山治水緊急措置法に基づいての治山事業前期五カ年計画、今年度は新しい年度は第三年になるわけですが、予算的に従来からも災害その他ときでも言われておりますように、この計画の繰り上げ実施というものを力点に置いて考えていかなければならぬということで、具体的にいろいろ、数字的な、国有林關係、民有林關係を含めての治山の進め方あるいは予算的な裏づけの問題、こういうものが出て参つておるわけですが、この実態について一つ……

○吉村政府委員 御指摘のように、治山事業十カ年計画は、三十七年度が前期五カ年計画の第三年目に当たるわけでございます。ところが、昨年あたり続発いたしました災害の復旧対策等あるために、経費の増加を必要として参つておるのでございします。こういつた増加分につきましては、とりあえず、お話しにもございしましたように、前期五カ年計画の範囲内で、投資の繰り上げ実施を行なうということでも万全を期することといたしておるのでございします。来年度昭和三十七年度の予算は百二十二億という計画にいたしておる次第でございします。

○角屋委員 森林法の一部改正と關連しての今後の林業政策の推進の方向というものをある程度お伺いをしたわけですが、やはり生産政策としては造林の問題に対することもありましたし、また林道關係の問題もありましたし、いろいろな問題を質問としては

残しておるわけであり。特に林道関係等の問題についても、新しい年度の予算では、やはり林道網の実態をまず把握することから今日再出発をしなければならぬということで、これが生産政策にも直結するわけですから、もう、そういう考え方の芽も、予算的には出ておるようであり、予算的には、そういう一々の問題について問題点を指摘しながらお母ねをするということになりますと、相当時間も要することであり、質問内容としては相当予定したことでありますけれども、時間の関係もありまして、一まずこれで終わりたいと思いますが、いろいろお伺いをして参りました、質問の過程でも申し上げましたように、やはり今後の経済成長の中における林野の果たすべき役割——これは国有林と民有林とを問わず、果たすべき役割というものを考えて参りますと、やはり現状維持的な考え方の中において、いわゆる国民全体の要望にこたえていくのだというところは、私はそれはもうできないと思う。従っていかに筋道を立て、いかに合理的に、一方においては治山治水上の資源保護的な要請と、他面においては経済の成長の中で要請される資源開発面の経済的な要請にこたえるという点を調和しながらやっていくかというところは非常に重要な問題であると思うのです。そういう点が長官からもお話が出たわけでありまして、これも、今回の森林法の一部改正というものは、当面しあつた小規模の改正を提示したのであつて、今後他に森林法の一部改正のうちでも森林組合を含んでのいろいろな問題がまだ検討中の過程で残されておるわけでありまして、

先ほど来申しますような林業の基本問題と基本対策という基本的な方向から見れば、ほとんどが将来に残されておるというところになるわけでありまして、従いまして、そういうふうな問題についてはやはり林業政策についての改革の意欲の中で十分真剣に検討されて、そして国民的な視野から新しい法制的措置あるいはまた予算行政的な面の整備というふうなものについて十分努力をされる必要がある、こう思うわけでありまして。

以上、希望等も申し上げまして、時間の関係上一まず私の質問を終わりたいと思ひます。

○秋山委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時二十六分開議
○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

森林法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。湯山勇君。

○湯山委員 最初にお尋ねいたしたいことは、今度の森林法の改正によりまして、全国森林計画あるいは地域森林計画という二段階制がとられる。全体として感じられますことは、従来のような統制の色彩が、今度の場合はかなりゆるめられるという感じを受けます。そうなる参りましたときに、国有林の果たす使命あるいは林野庁の果たす使命、そういうものが、一体これによって大きくなるのか小さくなるのか、考

え方によれば、民有林関係がかなりルーズになってくる、そうすれば計画を実施していくという立場に立てば、国有林の方でそれを相当カバーしていかなくてはならない、そういうふうなことも考えられます、あるいは全体的にゆるんだという意味をもっと別な意味でいへば、経済ベースが重視されるというふうな印象を受けるわけですが、そうなるにつれて、これは民有林の方の統制がゆるんだのと同じように、国有林の場合も経済ベースを重視してやっていくというふうにもとれるわけ、その辺が、この法律をずっと見ましても、把握するのに非常に困難な感じを受けますから、その点についてまず伺いたいと思ひます。

○吉村政府委員 現行の森林法におきましますと、幼齢林の伐採許可制度というふうなものがございまして、それを中心にして計画制度が運営されてきたというふうな感じがございまして、今仰せのような統制的色彩があつたと申しますか、調査会等の批判におきましては、上から押さへつけた計画じゃないかというふうな批判があつたわけでございます。今回の森林計画制度の性格は、仰せのように二段階になりまして、伐採も許可制度を廃止いたしましたというふうなことから、そういう意味では若干ルーズになったというふうな感じを受けるかもしれないのでございまして、私どもの林業の基本的な進め方の態度といたしましては、やはり現状の森林の所有者たちと申しますか、林業の経営者たちが財産保持的な森林の持ち方をしていくというふうなことをさらに一段階進めまして、林業の経営という、所有の形と申しますか、あり

○湯山委員 その場合もおそらく県が代執行をやるといふ場合はあまり考えられないと思ひます。結局国がやらなければならぬというところになるのではないかと思ひますが、それに対する御用意はできておるのでしょうか。○吉村政府委員 用意はいたしますが、今予算を現実に計上しておるわけではないのでございまして、必要に応じて予算を計上してやって参りたいと思ひます。

○湯山委員 そういふふうになりますと、たとへば保安林の場合を例にとつてみますと、保安林の伐採許可を受けて伐採する、これは切れる場合の方は、今の経済情勢の中では採算に合いますからやっていくと思ひます。ところがあとの植栽の段階になりますと、放置をする。放置された場合にいろいろ指導監督あるいは命令というふうなものがないと申しますけれども、それをやらなで参るのじゃないかと思ひます。そういう場合には、あるいは県にやらせるとか、あるいは林野庁の方で直接やらせるとか、あるいは限りどうにも手のつけようがないのではないかと、いう不安が、今度の場合一そう大きくなると思ひますが、それについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○吉村政府委員 その点につきましては、植栽命令が守られないというふうな場合には、さらに代執行ができるようになつております。従いまして、どうしても命令に従わないというふうなときには、国なり県なりが代執行をする、そして造林をして参るといふことになるわけでございます。

○湯山委員 従来そういうことがなかったというのは、最初に私が指摘申し上げましたように、従来のは局長も

そういふふうにもとれるとおっしゃったように、かなり統制面が強かったわけですが、だから今のような場合にはかなり強力な行政措置ができたと思えますけれども、今度の場合は自主性を尊重する、そういうことになれば、今の状態ではそういう事態がこれからは出てくるということを予想しないと、せっかく今おっしゃったような形で保安林関係の法律を改正しても、この法律の運営がうまくいかないと、こういうことになるのではないかと、だから今議論する段階では、過去にこうであったから将来もないであろうという議論は私はできないのではないかと、思うので、重ねてお尋ねいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員 その点でございますが、保安林につきましては、伐採の許可制度というのは従来と同じでございます。それでそういう面につきましては、私は、私も従来よりむしろ幾分か強目になってきていると考えておるわけでありまして、と申しますのは、許可を受けまして伐採をして、それをその後、一定期間造林が行なわれないような場合でも、手続を経て造林伐採をしたような場合でも、造林に対して命令ができるというようにすることに強くなつてきているわけでございます。そういう面では私も私としては御指摘のようないふことまでには至らせないよう努力いたしたいと思ひしております。

○湯山委員 そういふふうな事態に至らないようにさせるという、そういうお気持はそれでわかりますけれども、実際には今民有林にいたしましても、あるいは昨年法律改正の行なわれまして、た公園造林にしても、いずれも大体予

定になっておるだけの事業量が実施できていないという実情ではないかと思ひます。そういたしますと、今の状態では、それは保安林であるから例外であるというわけにはなるまい。そういうようなことを現実の事態から心配しておるわけでございます。そういう現実の事態をふまえて考える場合には、今長官のおっしゃったような樂觀的な見方だけではたしてこの法律の運用がうまくいくかどうか、あるいは植栽が一年延びる、二年延びる、そういうことをほらうておくのならばあるいはその段階ではできる場合があるかもしれない、ませんけれども、そういうことではなくて、切ったあとすぐ植栽するという原則からいへば、私にはなおその不安が解消しないので、もう一度今の点についてお尋ねしたいと思ひわけです。

○吉村政府委員 お配りをいたしました造林の実績の参考資料の十ページの十二表をあらためていただきますと、造林につきましては大体計画量程度実行が上がつて参っております。それで私もいいたしましては、最近の木材の価格情勢あるいは林業に対する一般の認識、そういうようなものの盛り上がりから、こういふ造林に対する意欲が盛り上がり参りまして、実績が上がつてきているように考えておるのでございます。これは一般の問題でございます。保安林が取り上げられておらないのでございますが、保安林についてはさらにこういふことを進めて参らなければならぬというように考えておる次第でございます。

○湯山委員 そうすると代執行という制度は、実際はあるけれども、名目だけのもので、これは実際に使つていない、お使いになる意思はない、こういうことなんですか。

○吉村政府委員 決してそういう考え方を持っておるわけではないのでございますが、しかしああいふものはなるべくやらないで済ませたいという気持ちでございます。

○湯山委員 代執行という制度はあるけれども、それはなるべくやらないつもりだが、やる場合もある。しかしやめるための予算措置その他は全然してない。これは先ほどの保安林の買収が予定通り進んでおるのか、進んでいないのか、お示しになった資料ではずいぶんおくられているような印象を受けます。それと関連して、何か保安林というものの対する林野庁あるいは国の考え方というものが、私は、どうも少しルーズじゃないかというように印象を受けます。その点で、今保安林に関する法律改正の機会に、その点はもう少ししっかりと承つておきたいと思ひので、今のようないふことを繰り返してお尋ねしておるわけですが。

○吉村政府委員 ただいまお尋ねの保安林の国の買入れの進捗状況でございますが、御指摘のように、先ほども御説明申し上げましたが、必ずしも予定通りいって参りません。五十九万ヘクタールを三十九年度までに予定をしておられますが、現在十六万ヘクタールです。御指摘のように十分に進捗して参りませんが、これはこの期間を過ぎました後に、これは恒久的な措置としてさらに強化をして参る準備を検討いたしておるのでございます。この買入れの進捗状況は、国のそれに対する意欲が足りない

というよりも、むしろ所有者との間の問題もございまして関係から進まない面もあるのでございます。こういうことは別といたしまして、保安林に対する措置といたしましては、先ほど言ひ落しました、保安林の水源造林等につきましては、補助を設けてむしろ一般の造林よりも高率にいたしまして、造林を進めやすくいたしておりますので、そういうような措置もあわせて、確実な保安林における造林をはかつて参りたい、こういうふうにお尋ねしております。

それから代執行のような予見のできない事態に對しましては、予備費を支出するようになるかと考えておりますので、そういう点にも万全を期して参りたいというふうに考えております。

○湯山委員 それから、全国森林計画というものがまだできていないから何とも言えませんが、このいたたいた資料の中にその経過の表がありまして、これはこれでわかります。しかしほんとうを言へば、これだけ大きな森林計画の変更というようにことをなさる場合には、大体全国森林計画というものはこういう構想でこういふものだというものをお見せいただくのが順序じゃないか、こういう計画でこういふからよくなるんだということが大体よくわかつて、そのためにはこういふふうに法律改正をする、他の法律と違つて、森林というより他の法律と違つて、森林というものではないかと思ひますが、全国森林計画というものはかなり具体的な構想というものはもうできておるのでございませうか。また全然手をつけてないんでございませうか。

○吉村政府委員 全国森林計画の構想といたしましては、きょうお配りをいたしました表の三ページにございまして、その中の全国森林計画の欄にございまして、林産物の搬出方法を特定する森林の決定基準、あるいは造林方法を特定する森林の決定基準でありますとか、保育方法の基準でありますとか、こういった基準を、全国の森林の計画上の基準をあげますと同時に、計画事項として、保安施設事業あるいは保安林整備計画、あるいは基幹線の林道開設計画、あるいは造林面積、伐採立木材積というふうなものを全国的にあげて参るといふことでございまして、この具体的な計画は、今後、今年の十月までに決定をいたす予定でございます。

○湯山委員 今御説明いただいたのは、法案の内容を表にしてお示しいただいた程度のもので、手続的なものであつて、計画の実体ではないわけですが、今私が申し上げたのは、じゃ一体、立木竹の伐採に関する事項としてはどういう計画を持っているんだ、どれだけの数量を見ているんだというふうな見通しがあつてしかるべきだと思ひますが、これは今お話しのように、十月まで待たなければならぬのであれば、待つしかないと思ひますから、そういうことにして、まず伐採計画ですが、その中の伐採計画は、今年度は臨時増伐という形で二千四百万立米でございませうかと思ひますが、三十七年度以降は大体ずつこれを踏襲する御予定ですか。

○吉村政府委員 この伐採につきましては、今回の三十六年、三十七年度の緊急増伐計画をはたして将来続けていけ

るかどうかということでございますが、この点につきましては、すでにその後検討をいたしました結果、現在のと申しますか、この増伐計画によりまして立てました程度の伐採量を続けて参ります上には今後——実は御説明申し上げましたが、造林の新しい技術の取り入れ等を十分に浸透をいたしまして、この将来の保続は心配がないというような結論を得ておりますので、この緊急増伐につきましては、さらに慎重な検討はいたしたいと思っておりますが、この程度は続けて参りたいと考えております。

○湯山委員 この程度の増伐をずっと続けていかれるということになりますと、これに対応する労働が相当大きい問題になってくると思えます。先ほど長官の御答弁の中に、特殊な地域とか臨時緊急を要するもの、そういうものについては諸賃制度を採用しているけれども、大体直営ということが原則であるというところをおっしゃいました、この計画のままでいくとすれば、次第に諸賃というよりなことが多くなるのではないのでしょうか。

○吉村政府委員 先ほど申し上げたのでございますが、私どももいたしましては、直営生産の例で申し上げますが、その伐採をいたします箇所別に、たとえば労働の状況あるいはその他経営上の状況を勘案してきめて参るのでございまして、この直営それから諸賃というところを特に意識してふやしあるいは減らすというようなことは考えておらないのでございます。それならば諸賃がふえやせぬかということも、必ずしもそれは言えないのじゃないかと思っております。と申しますのは、やは

り国有林野の労働管理の近代化と申しますか、そういうったような線からこの季節的な労働雇用、言いかえまして比較的安定な雇用形態を安定したものに変えて参りたい、そういうために季節的な事業の配慮それから作業の機械化等もあわせまして、総体的に雇用の安定というところを考へておるのでございまして、そういうった中で総合的に解決をして参りたいというように考えておる次第でございます。

○湯山委員 たまたま長官の方から労働の問題にお触れになりましたので、私もこの問題はあとで十分お聞きしたいと思っておりますけれども、この機会になおお尋ねたいと思ひます。

長官の方では労働の近代化をはかつていく、作業自体も機械化、近代化、合理化を進めていくのだが、特に労働の問題については近代化をはかつていかなければならぬ。その内容としては、季節的な不安定な労働を安定させていくということが一つの条件、それからいま一つは、お触れになりましたのでしたけれども、一般に低賃金じゃないでしうか。この点はどうか、それをまずお聞きして、続いてお尋ねしたいと思ひます。

○吉村政府委員 これは基本問題調査会でも指摘を受けておるところでございます。私どももやはりそういう点について否定をするわけにはいかぬかと思っております。

○湯山委員 そうすると長官のおっしゃる労働の近代化という内容は、雇用を安定させるということが一点と、それから労働者の賃金をよくしていくというこの二点、これが大体近代化の内容

容と、こう解釈してよろしゅうござい

ますか。

○吉村政府委員 広く労働条件の向上という意味で考えたいと思っております。

○湯山委員 そうすると、今のは、私の申し上げたことと別でしょうか。同じことなんですか、言い直されたのは……。

○吉村政府委員 その賃金も含めまして全体の労働条件の向上、こういうことに考えております。

○湯山委員 その柱になるものは……。特に申し上げたいのは、おそらく国営事業で今の国有林は臨時労働者をたくさん使っておられるところはないんじゃないかと思ひます。責任体制から言ひましても、たとえば印刷なら印刷も、あれはお金が一枚間違つておつても大へんなんです。雇用関係は非常にきつていて、たばこだつて、一本だつて巻き違ひがないように非常に労働管理をきちつとしております。ところが、その同じ国営の事業でありながら、林野に關しては、むしろ季節の労働者、臨時の労働者が非常に多くて、安定した雇用関係にある職員と申しますか、とにかく労働者の方が非常に少ない。こういうことはきわめて非近代的な状態で、たとえば機械化をしていくとか、あるいはその他の面において近代化、合理化をはかつていっても、そのもとになる労働関係が前時代的な言つても差しつかえないくらいな今のような状態では、これはとてもやっていけないんじゃないかという問題が一つ、いま一つは、やはり賃金が非常に安い。

きょういいただいた資料で見ましても、大へん安くて、これではとても労働者を固定することは困難じゃないか。前がたこういうことを聞いたことがありますが、これも事実ですかどうですか。伺いたいのですが、帯広でしたか、昨年の八月に三十五名の囚人を、警務署長と刑務所長とで相談をして、造林事業に使用した。手伝つてもらつた。そのときの賃金が、警務署の、林野庁の方では大体五百円、法務省で定められている囚人の方は、造林事業では一日六百円ということ、何かなかなか調整がつかなかったとか、あるいは北海道の北見、ここでは、使おうとしたけれども、そんな重労働をそんな安い賃金ではだめだということで拒否されたといううなことも聞いておりますし、それからきょういただいた資料の中に、三、四百幾らかか四百幾らかとか、今度失対の日給が変わりました。四百二十何円かにベース・アップしました、それがそれよりも低い、そういう低賃金の状態、この二つの問題を解決しなければ、山林から労働者がどんどん離れていってしまう。先ほど、最初にお尋ねしたように、国有林野の持つ使命は、この森林法の改正によつて一そう大きくなつてくる。そういう使命の達成、それから今後の伐採計画等も今のうちに、現在の状態をコンスタントにしていきたい、そういううなこと、いろいろ考へ合わせてみて、大へん大きな問題にこの問題が達するんじゃないかと思ひますので、まずその賃金問題、これはどういふふうにお考えになつておられますか。それから先ほど申し上げましたような、囚人に手伝つてもらふというところは決して悪い

ことでありません。がしかし、その賃金よりも低い賃金でなければ国有林で働いておる人は雇用関係が成り立たないといううなことが一体あつていかどうか、これはどうなんでしょうか。

○吉村政府委員 まず最初にお尋ねの、国営の企業の中で臨時の作業員が一番多いじゃないか、これがこの林業の非近代性の最も問題でありはせぬかという御指摘でございますが、ただ、この林業におきましては、事業の季節性ということが非常に大きく考えられなければならぬと思ひますので、その雇付の適期、保有の適期、それからまた伐採におきましてもそれぞれの季節というものが従来ございまして、それによつて計画的な作業、事業をして参らなければならぬというところでございまして、そういううな関係から、やはりこの臨時の雇用者というものがふえることになつていっているかと思うのでございまして、それでこの作業の季節性という点につきましては造林の植栽等の適期をさらに延長して、限定された季節性を改定しながら、延長しながら、雇用の安定をはかつて参りたいという考へ方でおるのでございまして、また、この造林なら造林関係ばかりでなしに、その他の作業を組み合わせて、雇用の安定をしていくということも考へなければならぬのではないかと考へて、検討をしておる次第でございます。

国有林の賃金の問題でございますが、すでに御案内の通りでございますが、私から釈迦に説法のようなことを申し上げますのは失礼かと存じます

りあるいはそれ以上なりやっているというのが実情です。これはあるいは日本の端から端まで見たわけじゃありませんけれども、少なくとも私の見た範囲、聞いた範囲ではそうなっております。だからこそ、そういう全く臨時の人でも、十年以上勤続したというので表彰を受けた人もあるし、十五年以上

そのような身分で働いて表彰を受けた人もあるはずだ。これもおかしい話です。それから、臨時の月雇いの人も、通算で退職金を出すとしようという措置もあるいはなされていいると思ひます。二カ月前更新の人でも、ずっと退職金通算のような形がとられてゐる。そういうことは、その実情に合せてやられておることで、こういう問題は、今私が申し上げましたように非常に複雑な、しかも差別の大きい雇用区分というものは、これは労働管理の上からいっても前近代的なものだと思ひます。今度の新しい森林法によつて近代化して、そういう機会に、こういうものを再検討する、そういう御用意はございせんか。

○吉村政府委員 実際には通年といふか、継続して雇用してゐながら、臨時の扱いをしてゐるというものは、あるいは先生の御指摘によりまして、半年なりあるいは七カ月なりを継続してゐるのを臨時としてゐるんじゃないかという事になります。それは臨時で雇用区分をしてゐるのでございませう。それから、年々定期的に六カ月以上雇用をするというものは、定期作業員といひまして雇用をしてゐるのでございませう。年間を通じて雇用をいたしましてこれが続く者を常用といひます。ことにいたしておきますので、そういうことで、今私の御説明があるいは先生の御質問にびつたりしておらなかつたかと思ひます。この雇用区分につきましては、すでに申し上げましたように、協約によつて定められておるのでございませう。確かに前近代だといふような御指摘を受

ける面があるかもしれないが、一面、先ほど来申し上げましたように、事業の季節性という非常に今抜けられない宿命のようなものがございまして、これに合わせまして事業をして参るといふ上では、やはり非常に複雑にはなりますが、こういう形をとりませんと、十分な計画的な造林あるいは伐採といふこともできないのじゃないかといふことを考えておるのでございませう。

○湯山委員 これは長官は、あるいは私が言ふのは失礼ですが、実態を御存じないのじゃないかと思ひます。長官の言われるのは雇用の区分、つまり雇用実態に合った区分、それならそれでけっこうなんです。私は、それをどうこう言ふとは思つておりません。しかし実際は今当然雇用形態の区分であるべきものが、実は身分区分になつておるわけだ。というのは、ずっと日雇いで来ておつた人、それはずいぶん長く来ておる。そういう人がやつと今度は月雇ひにしてもらつた。月雇ひの人が今度は定期作業員にしてもらつた。定期作業員の人今度は常用作業員にしてもらつた。全く同じような形態でございまして、だか喜びの人がずいぶんあるのです。だから、このことは、今のうちに雇用実態に合わせた区分ではなくして、今の国有林関係では、身分の区分になつておるわけだ。少なくともそういう色彩を持つておる。これが私は前時代的だ、こゝ言つておるわけだ。それはほんとうにきつて出てあつた、あるいはこの三日間だけ来てもらふのだ、この五日間だけ来てもらふのだ、この人を月ぎめにせよとか常用にせよ、そ

れは言ふ筋合ひはありませう。この月だけ来てもらふ、次の月を休み、それからまた秋になつて、この一月だけ、こういう人を定期にしろ、こういうことは申しませう。そうじゃなくて、ほんとに実態が月ぎめで来ておる人は月雇ひにする、それから、おつしやるような意味の定期の人は定期にする、常用の人は常用にする、その働いておる実態に合わせた区分をしなければ、身分区分になつておるから前近代だ、こゝ申し上げておるわけです。

○吉村政府委員 御指摘の通りでございませう。私もさう考へておるにございませう。従つて、十分この点につきましては、官林局、署、調査をいたしまして、さういふ身分的な取り扱いをしておりませう場合には、直ちに直させたいと思つておるにございませう。

○湯山委員 長官から大へん明確な御答弁をいただきましたので、これは一つぜひ早急にお願ひしたいと思ひます。

それからいま一つ、それに関連してお尋ねしたいのは、定期で六カ月行つた人は、あと失業保険で三カ月見てもらつた、そういう形の定期作業員という雇用形態があるわけだ。これは季節的なものだという事と、これはよく言へるけれども、そのため何億か、九億ですけれども、ずいぶんたくさんのお金を見てもられる。こういう人は、以前にこれと同じようなことで問題になつたのは塩田の労働者がありました。これも夏の間のだけやつて冬なんかできないというのだけれども、もうしかしそれはさうするより仕方がない。そこで失業保険をそんな形でするよりも今のを拡大してその間隔休する、休職ですね、の

ような形にして身分を安定しないと、さうするとまた新しい年は新しい年で雇用関係を新たにしなければならぬ。実際はもう九カ月もお世話になつておるわけですから、あと休職か休職といふ形にして、さういふ人ももうだんだん近代化して熟練を要するようない機械を使つていく、それから今の造林事業なんか拡大していくと地元のほんとの臨時の日雇ひを使うことも多くなる、その指導もしていく、さういふ人の身分が、実際は十年もそれ以上も働いて、しかも今おつしやつたような形で安定しないといふのは今後の新しい林業経営にはさういふ問題がまた支障になる場合もあると思ひます。そこでせつかくさうやつてとにかく国有林の予算の中から失業保険を三カ月も見てもらふわけでありませう、それならいづつ雇用を九カ月として、三カ月は休職給といふことにする、休職といふことにする、さういふ形でさういふ人の雇用も安定するといふことはできないものでございませう。これは当然私はできなしかるべきだと思ひます。

○吉村政府委員 この定期作業員と失業保険とそれから休職制度の問題でございませうが、私もこの点につきましては過去かなり検討をして参つております。まあ国有林自体といひましてはやはり事業に依つた雇用といひます。それから事業に依つて雇用をする。さうしますと、御指摘のように九カ月である三カ月は雇用から除かれるといふこととなるわけでありませう、その間失業をしておりませう、失業保険が適用されるのでございませう。まあ失業保険を出すよりは休職制度を設けて、その間その運用をはかつて身分を安定をし

て雇用をつないだらどうか、この点についてかなり検討をして参つておりますが、必ずしもその期間外に失業をしてゐるといふことも言へないのでもございまして、また同時にこの休職制度と保険制度とは建前が全然変わつておる。さういふ点に關連につきましても、いろいろな議論がございまして、私もさういふ議論は、現在のところではこの休職制度を採用するといふ結論は持つておらないのでございませう。従つて私どももいたしましては、どこまでもやはり事業を恒常化するのを考へて雇用を安定して参るという考へで進んでおると思ひます。

○湯山委員 定期作業員で今のように失業保険を、失業給付ですか、失業給付を三カ月もらつて、翌年来る、つまりその離職率はどのくらいになつておるのでしょうか。

○吉村政府委員 今手元に資料を持っております。歸つて調査をいたしてみますが、すぐにはわかりませうか、ちよつと今見当がつかないので調査をいたします。

○湯山委員 休職制度を検討していただくのには、今の問題が基本になると思ひます。その資料なくして議論では、先ほど長官の言われたように抽象論になりまして、抽象論だと私は引き下がらざるを得ないのです。しかし実際は大部分の場所においては九〇%以上がやはり再契約してゐると思ひます。特殊な場合は別ですけれども、さうだとすれば、今おつしやつたように失業保険といふたような形じゃなく、もうはつきり九〇%あるいは八〇%以上といふものが再契約すると

いうことになるし、それが何年も続いているという事実があれば、それは現在の保険制度の中でそれを処理しようというのじゃなくて、もっとそこは林野庁の国有林の国有林たるゆえんですから、そういうことができないければ国有林の特別会計も何も要らないわけ、国有林が国有林としての使命を果たすためには、特に林業の特殊性からいってこういう人はこういう雇用形態をとらなければならぬという、そういうイニシアがなければならぬと思うのです。で、これは検討するじゃない、私はできる問題だと思ひますので、一つぜひやってみようかと思ひます。

○吉村政府委員 御指摘がございましたわけですが、この婦休制度、特に労務を提供しない期間と申しますか、働かない期間に給与を支給するということにも大きな問題点がございまして、私どもとしては今のところ仰せのようなやり方をいたすまでには至っておらないのでございます。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

○湯山委員 今の半年なら半年という人ですね、この人たちが今のような形で失業保険をもらう。結局九カ月間は意味が拘束があるわけですね。あの三カ月についてはこれは働かないというふうな状態だからそれはやむを得ないということですが、これを今、さっき長官がおっしゃったようにいろいろなもう少し作業の組み合わせですね、それから適期の繰り延ばし、そういうことをやっていけば六カ月は七カ月はなり得るし、それから他の作業でなお今のような労務状態ですか

ら、これは臨時の人のかわりならかわりというところをやるということにすれば、これはでき得ないことはないと思ひます。それを待つていつて三カ月間の今のそれをつけるということも振りかえていけば、直接仕事してなくてもたとえば小学校などの夏、冬休み、こういうのは直接授業してなくてもやはりその人にとっては必要だ。長閑山の中に入つて、そうして全く文化から遮断されたような生活をする。青森県のどこでしかた、宿舎なんかも全く男女一緒に寝なければならぬというふうなところもまだあるそうなんです。そんなところで生活する人が半年以上現場で働いて、そのあとの休むというのは必ずしもいわゆる一般の休みじゃなくて、その間に次の働く体力の回復をはかっていくというふうな解釈もできますし、その間に必要があれば、新しい技術がどんどん入つてくるわけですから、その婦休しておる期間に一月何回か集めて新しい技術の指導をする、新しい植林の方法の指導をするとか、機械の使い方の指導をするとか、あるいは新たにこういう仕事を加えて働いてもらおうという者にはそれについての予備知識を与えるとか、こういうふうなことをやっていかれば、今長官が言われたようになしなくして定本な考え方をしなくてもできるのじゃないでしょうか。

○吉村政府委員 この前段で先生の仰せの作業の組み合わせあるいは適期の延長等で雇用をつないで安定化するということはできるではないかということにつきましては、私どももさきうに考えまして、そういう方向へ沿つて進めております。一例を申し上げますと、苗木の植栽の時期を延ばすというふうな技術的な研究もかなり進めておるのでございます。そういうふうなことをして、実態として雇用の安定をはかるという方に努力をしておるのでございますが、後段の婦休期間に作業の研修等のこと、あるいは休養等も考えたかどうかという問題につきましては、研修等につきましては、むしろ雇用期間内に事業の合間を見て、研修等を実は現在行なつておる次第でございます。

○湯山委員 この問題も、先ほどの雇用形態に即してつけられた名前が、身分区分になりつつあるのと同じような問題ですから、特に林野の場合は、通年で働きたくても働けない、そういう拘束があるために、ほかの仕事にも移つていけない。すいぶん不利益を受けております。もし、だれかそういう問題をとり上げてやれば、場合によつては訴訟にでもなるような要素を持つておる問題じゃないかと思ひます。すいぶん家庭的にもいろいろな面で犠牲を払つて、しかも山を愛して働いておられる人たちのことですから、これは長官が考えてあげなければ、だれも考えてあげる人はいないわけです。訪れる人もないようなところでやつておる人、そういう人の処遇については、今のようにならなくて、一つ積極的に御善処願ひたいと思ひます。

それに伴つての定員化の問題ですが、先般行管の方とお打ち合わせになり、行管と林野庁とで意見が一致すれば、その数は定員化していいというふうな約束が、昨年言ひだされておるというのを、昨年言ひだしたときでしか何か御答弁いただいたことがありますが、本年はその点はどうかおるのでしょうか。

○吉村政府委員 定員化の数字は大体決定をいたしております。定員化の数字でございますが、常勤から定員化されます者が四十八名、それから三十七名、常勤の非常勤でございまして、これから定員化されます者が三千二百七十七名、それから一般常用から定員化されます者が五百二十一名、合計で三千八百四十六名となっております。

○湯山委員 これは行管の方とは一致しておりますか。

○吉村政府委員 はい、一致しております。

○湯山委員 国有林の近代化に伴つて次第に機械設備というものが導入されてくる、そういうことから起つてくる現象の一つとして、若い人はすぐなれますけれども、四十にも四十以上になつて機械が入つてくる場合、そういう人は配置がえをされるとか、あるいは不安定な身分のままですとか、ほかにかわれというふうなことになる、あるいは賃金の低い業種に移されたり、いろいろ悩みを持つておるよう

です。それから軌道などもだんだん自動車にかわつてくる、そのかわつた自動車は、国有林でありながら、国有の自動車ではなくて、請負に出すとか、あるいは民有のものを使つておるというふうなことで、近代化自体が働いておる人にすいぶん不安を与えておる事実も見聞いたしますけれども、そういうことに対してはやむを得ないという御態度ですか。もっと積極的に、そういう場合にも、とにかく何らかの形でそういう人が安心して働けるような態勢をとるという方針でしょうか、どうなつておりますか。

○吉村政府委員 森林鉄道を自動車道にかえ、それから機械化が進められて近代化された設備が行なわれるというふうないろいろな問題が起きて、そこに作業員の一部が必要がなくなつてくるという問題も、御指摘のようにあります。しかしながら、私どももいたしましては、そのために必要がなくなつた人たちのそのまゝ解雇するということ、うな考え方は持つておりません。ほかに配置転換をいたしまして働いてもらふということ、決して首切りをあたえておるというふうなことは考えていないのであります。また作業員の人たち自身とされまして、仕事が変わるためのおつくりさといふこともありまして、それがそれについてはやはり努力もしてもらわなければいけない問題のうちに特に考えておる次第でございます。われわれの役所の仕事というものは、やはり取つときは非常にめんどろなもので、なれると、努力によつてそういう点は十分克服されると思ひますので、一つ大きな立場から、それぞ

いう配置転換をされた先でも、大いに成果を上げてもらうというのを期待して努力しておるわけでありませう。

○湯山委員 そのいろいろな場合を含めまして、新しい法律によって、ここで一つ新しい林野行政を打ち出して、この段階では、やはり働いておる人の意思を尊重するということが、近代化の一番大きな要素だと思ひます。今の配置がその場合あるいは雇用の場合、十分そういう人たちの意見を聞くようにしてやってもいいと思ひます。

先ほどお尋ねした定員化の問題ですが、行管の方からも意見があつて、そして何でも五千名の調査をしておるし、行管の方では、受取勘定の人ですか、それを除けば六千五百名くらいじゃないかということ、それぐらゐが対象になつてゐるということ、聞いておられますが、今の長官の御答弁では三千八百四十六名、林野庁の方で言つておられたといふ五千名、それから行管との関係の六千五百名と、大へん違ふので、今行管の方とは一致しておらずかといふことをお尋ねしたわけですが、その六千五百、五千、今の三千八百四十六、この関係はどういう関係になつておるのでしょうか。

○吉村政府委員 その点は、私の想像でございますから、あるいは間違ひがあるかもしれませんが、今の話から拝察いたしますと、この出来高制以外はずべて定員化すべきだといふような考えを持つておられるといふようにとられるわけでございます。ただ、林業労働の場合には、いろいろな天候等の自然条件に支配されるという、他の公務とは非常に違つた特異な性質

もござります。そういうような関係もございまして、今回はこのような数字を行管の審査の結果から得まして定員化をいたすことになつたわけでございます。

○湯山委員 この五千名とか六千五百名といふのは、さらに行管と話し合ひを進めて、意見が一致すればそのつど定員化していくといふことは、これは法の建前からいへばできるわけですね。おやりになるのでしょうか。

○吉村政府委員 お答え申し上げます。ことしの一月十九日の閣議決定によつて、今後定員化は進めないうことになつておりますので、一応この段階ではこれでおしまひになるということになるかと思ひます。

○湯山委員 それははなはだ了解したいので、先ほど申し上げましたように、今の雇用実態に立てばなお改善すべき点がたくさんある。近代化をはかつていかなくちやならない。そういう点からいへば、少なくとも今のままでは、この定員の問題だけでも不合理な点がたくさんあると思ひます。これをすみやかに改善していただくということが、新しい法律を実施していく上にも非常に重要なことになつて参りますし、これについては閣議決定といつても、閣議も必ずしもどうしても必要ないと思ひます。ですから、一つ長官の方でぜひ大臣とも御相談になつて御努力願ひたいと思ひます。いかがでしよう。

○吉村政府委員 このような定員化はやらないうこと、別途の意味の定員増という問題は別にやりますが、

そういうことでは必要に応じてやらなければならぬと思つております。ただ、私考えておられますのは、雇用の安定という面では常用化といふことを目標にして、今措置と申しますか、努力をいたしておられますといふことを申し上げておるのでございます。定員化、すなわち常用化といふことは、私どもは今のところでは考へておらないのでございます。

○湯山委員 それはおかしい。逆じゃないかと思ふのです。常用された者は定員に入れる、これが原則じゃございせんか。だから、常用化といふことを言われるのは、言いかえれば常用化する、それで安定する、常用化したものは当然定員だ、これが当然なことであつて、できていない方がおかしいと思ふわけですが、いかがですか。

○吉村政府委員 ほんの一例をあげますと、たとえば雨天の場合には仕事はできないといふような業種もありませう。そういうような業種でも常用といふものはあるわけでございます。そういうものは、それからあるいは出来高制、歩合制とそれとございませうが、そういうような形の雇用関係の上に立ちまして、現在のようない定員化といふことがはたして適当かどうかといふことも考へて参らなければならぬといふように考へておるのでございます。

○湯山委員 今お聞きしてゐるとまず問題があります。第一、国有林で働いてゐる人に請負制といふもの問題だと思ふのです。働く時間は八時間といふのは常識です。ところが受取勘定になればずいぶん無理します。一週一回の休みを休むか休まないかわからないうといふような形で受取勘定といふもの

のが、実際は月ぎめになり今のようの中にある。これは大へん問題があると思ふのです。

それから今度はそういう形になつた場合の今おっしゃつたような問題、雨が降つたら働けないといふような理由でどうこうされるということも、これまたあまり近代的な考えではない。お天氣が自由になるものならけつてうです

が、これが不可抗力ですから、そのかわり雨の降りそうなきには無理して働かし、少々の雨のときにはやることもありませうし、種なんかの場合には、降り出してから夜に行つてどうこうするということもありませうから、お天氣の場合は、プラスの場合もマイナスの場合もありませうが、お天氣のことが出たり、受取勘定のことが出たり、やはりまだ前時代的な労働関係が残つております。

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕
それに伴つて保険の関係が大へん複雑です。これもお尋ねしたいと思つておりましたが、実はきょうはほかに予定した会がありましたので、急にきょう質問するようになりまして、もしできれば、先ほど資料もお願ひしたこともありますから、あすでも機会を委員長の方で与えていただければ、なおもうちよつとお聞きすることにしよう。

とにかくまだ民有林の関係、保安林の関係もありますが、それはどなたかが聞いていただけたと思ひます。それで雇用の問題に集中しました。が、とにかく国有林野の雇用関係がそういう形であるといふことは、民有林にも大きな影響を及ぼしてゐる。そこで、新しい森林法で進もうといふとき

に、この際そういう一切の古いきずなを断ち切らなければ、ほんとうの新しい林政は生まれてこないと思ひますので、幸いに長官が新しくなられた機会に、しかも長官は非常に科学的な方で、しかも一つ冷静に、合理的にぜひ御善処願ひたいと思ひます。

これで質問を終わります。
○野原委員長 次会は明日七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

農林水産委員会議録第八号中正誤

一 政策と 正

二 政策と 正

三 政策と 正

四 政策と 正

五 政策と 正

六 政策と 正

七 政策と 正

八 政策と 正

九 政策と 正

一〇 政策と 正

一一 政策と 正

一二 政策と 正

一三 政策と 正

昭和三十七年三月九日印刷

昭和三十七年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局